

京都大学公共政策大学院
自己点検・評価報告書

第9号

2025年3月

目次

序 章	2
本 章	5
1 使命・目的	5
・項目：目的の設定	5
【大項目 1 の現状に対する点検・評価】	6
2 教育課程・学習成果、学生.....	8
・項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針.....	8
・項目：教育課程の設計と授業科目.....	9
・項目：教育の実施.....	15
・項目：学習成果	21
・項目：学生の受け入れ.....	25
・項目：学生支援	28
【大項目 2 の現状に対する点検・評価】	32
3 教員・教員組織	35
・項目：教員組織の編制方針.....	35
・項目：教育にふさわしい教員の配置.....	36
・項目：教員の募集・任免・昇格.....	39
・項目：教員の資質向上等.....	41
・項目：教育研究条件・環境及び人的支援.....	43
【大項目 3 の現状に対する点検・評価】	44
4 専門職大学院の運営と改善・向上.....	46
・項目：専門職大学院の運営.....	46
・項目：自己点検・評価と改善活動.....	48
・項目：社会との関係・情報公開.....	50
【大項目 4 の現状に対する点検・評価】	54
終 章	56

序 章

・当該専門職大学院の方向性・考え方・特徴等について

(公共政策系専門職大学院に課せられた使命を果たすことへの考え・取組み、前回の認証評価以降に特に注力したこと、自己点検・評価の結果に基づく改善の体制・取組みなど)

(1) 京都大学大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部が目指すところ

京都大学公共政策大学院は、専任教員 12 名、学生入学定員 40 人を有する公共政策連携研究部・公共政策教育部として、2006 年 4 月 1 日に発足した。本大学院は、専門職大学院として、法学研究科・経済学研究科との密接な連携を維持しつつも、独立した教育・研究組織である。その目的は、「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する高度の専門能力をもつ人材を育成する」という京都大学の基本理念を、公共部門に関して実現していくこと、言い換えれば、公共政策の立案・実施・評価等に関する広い視野と高い専門能力をそなえ、公共部門の担い手となる高度専門職を養成することにある。

より具体的に、「出口」としてどのような人材を送り出しているのか。そのために、「入口」においてどのような学生を受け入れた上で、どのような「教育」を提供しているのかといった三つのポイントについて、本公共政策大学院の特徴を述べるならば次のように言える。

出口については、第一に、国家公務員総合職として、中央府省における政策形成の担い手となる人材、第二に、地方公務員やその他の公的機関において、やはり政策形成に関わる人材、そして第三に、シンクタンクやコンサルティング企業など、公的部門との関係の深い民間企業への人材の輩出といった三つを主に念頭においている。具体的な人数の設定などを行うわけではなく、年による違いもあるが、概ね、第一と第二を併せた公的部門と、第三の民間部門に、半分程度ずつ人材を送り出してきた。

この出口に向けて、まず、入口については、主に、国内の学部卒業生を中心的に受け入れつつ、若干の留学生についても受け入れを行う。加えて、国家公務員・地方公務員を中心とする職業人のリカレント教育も行う。具体的には、学部卒業生 30 名、留学生若干名、職業人 10 名程度という比率での受け入れを行っている。

そして、学生に対して提供する教育の特徴として、第一に、法学、政治学、経済学を中心とする社会科学全般についての理論的・体系的科目と、たとえば、財政、地方自治、社会保障といった基幹的な制度から、まちづくり、危機管理、観光までといった多様な政策課題までを取り上げる数多くの科目を提供し、幅広い分野の基礎的な知識をおさえた上で、自身が専門とする領域について深い理解を身につけること、第二に、実務家教員による具体的事例に基づく政策課題の検討を通じて、理念やルールと具体的事案の適用における判断力やそれに伴う倫理的責任を会得させること、第三に、調査・分析やプレゼンテーションなどのスキル、とりわけデータ分析のスキルを身につけ、それらをリサーチ・ペーパー等において、

具体的な政策課題に対して適用し、調査・分析に基づいた提言を行えるようになることを重視している。

入口、出口、教育についての特徴は、創立当初から現在に至るまで、変わることなく受け継がれている。それは、本公共政策大学院がいずれについても成功を収めてきたところでもある。国家公務員総合職を中心とする進路の確保、一定の競争性を保った入学者選抜、そして教育課程の成果を示す学生のリサーチ・ペーパーの質などにそのことは現れている。奇をてらうことなく、当初想定した公共政策大学院としての姿を実現し、維持し続けている。同時に、そのことは、たとえばデータ分析関連の科目を充実させるなど、時代の変化に応じた教育課程の変化の結果でもある。変わることによって、変わらぬ目標を追求するのが、本公共政策大学院の特徴なのである。

(2) 前回の認証評価以降の取り組み

教育課程のあり方や科目の編制などについては、不断の見直し、改善を行ってきた。前回の認証評価を受審した 2020 年以降の主な取り組みとしては、第一に、データサイエンス教育の拡大、第二に、法学研究科附属法政策共同研究センターとの連携による研究・教育能力の強化、第三に、首長講演会や公共政策セミナーの開催による実務に関する知見を得る機会の拡大、第四に、コロナ禍での経験も踏まえての LMS やメディアの利用の拡充があげられる。それぞれについては、関係箇所でも詳述するので、ここでは概略のみを述べる。

第一のデータサイエンス教育としては、統計分析の科目を拡充したことで、多くの学生が、統計ソフトないし統計プログラミング言語を用いて、記述統計から回帰分析あたりまでは行える状態を実現するとともに、2 年次後期のリサーチ・ペーパーの執筆において、本格的な統計分析を実施することや、サーベイ調査さらにはサーベイ実験を行うことを促してきた。研究倫理審査など関連する制度も整備してきた。第二に、法政策共同研究センターから学生の研究活動への支援を受けることに加え、実務家教員がセンターを通じて研究機会などを得ることができるようになっている。第三に、新たなセミナーや講演会を通じて、公共政策大学院が外部の実務家の経験や考えを日常的に聞くことができる場となることを目指してきた。第四に、早くも忘れられがちだが、やはりこの 5 年間で最大の変化はコロナ禍の経験である。期待したような学生生活を送ることができなかった学生も多かったことを忘れることなく、LMS やメディアを利用した教育や組織運営のメリットをその後も活かすように、また新たな災害や感染症に備えるようにしている。

(3) 点検・評価の体制と取り組み

点検・評価の体制は、大きく、三つからなる。第一は、認証評価受審前年と受審 2 年後というインターバルで実施する自己点検・評価における組織と教員のそれぞれの活動とあり方についての点検である。第二は、毎年行われる教育課程連携協議会における外部委員から

の意見徴集である。第三は、5年ごとに受審する認証評価である。

第一の自己点検・評価については、2008年度に2006および2007年度分の点検・評価を行って以来、隔年に着実に実施を行い、直近のものは2023年度に行った第8回の自己点検・評価となる。評価作業は、評価委員会（2018年までは評価・広報委員会）を中心に、すべての教員の手によって行われる。点検・評価項目は、認証評価の項目を基礎としている。今後は、認証評価との連携をさらに深めるため、認証評価受審前年と受審2年後というインターバルでの実施に切り替える。自己点検・評価を踏まえて、認証評価を受審し、認証評価結果を受けての改善状況などを、その後の自己点検・評価で確認していくこととする。

第二の外部委員による点検・評価については、2006年の創設から2010年までは毎年、その後は隔年で2017年まで外部評価委員会を開催し、点検・評価を受けてきた。その結果は評価報告書として、2009年、12年、13年、15年、17年に公表してきた。2017年の学校教育法改正を受けて、外部評価委員会を教育課程評価委員会に改組し、2019年、21年に点検・評価を受け、これらについても報告書を作成している。さらに2022年からは、教育課程連携協議会へと再編し、毎年、協議会を実施する形態へと転換した。外部委員と内部委員の双方からなる構成として、具体的な課題への解決策を検討できるものとなってきた。これについても、毎回の議事録を作成し、教員に共有を行っている。

第三の認証評価については、2010年度に、公共政策系専門職大学院としてはわが国初の大学基準協会による認証評価を受審して以来、2015年度、2020年度とこれまで3回の受審を行い、いずれも基準に適合していると認証されてきた。ただし、検討課題を2015年度および2020年度には指摘されており、それぞれに対応して改善に努めてきた。具体的には、2020年度では、「使命・目的」において1点、「教育内容・方法・成果」において1点、「学生の受入れ」について1点の合計3点を検討課題として指摘された。具体的には、以下の該当箇所述べるが、いずれについても改善を図ることができている。

これらのいずれについても、重要なのは、点検・評価後にその結果を踏まえて、問題点の改善を検討し、必要な方策をとることである。本公共政策大学院では、いずれの形態の点検・評価についても、まずはその結果を教授会で報告し、報告書など関連資料を教員に共有する。こうして、教員全員に問題点を共有した上で、具体的な対応策については、事案の性質により、教務委員会、入試委員会、制度委員会などでの検討を行った後、教授会での決定を経て、実施に移していく。詳細は、以下の本文に委ねるが、この5年間に新規に開始したことや改正を行ったことの多くは、こうした見直し作業の結果である。加えて、教員個々人の研究・教育活動については、定期的実施されるFD会議を通じての見直しの機会と、改善策の共有などを行っている。こうして継続的にPDCAサイクルを実施することにより、研究・教育の質を高めている。この度の4回目となる大学基準協会による認証評価もまた、こうした日常的な点検・評価作業の上にある。

本 章

1 使命・目的

・項目：目的の設定

評価の視点	
I-I	公共政策系専門職大学院が担う基本的使命及び設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院の目的を設定していること。またその目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。

<現状の説明>

目的の設定とその明確性

京都大学は、「京都大学の基本理念」にあるように、「自由の学風」の下、世界最高水準の研究を維持してきた。加えて近年は、「高度専門職業人の養成にも努める」ことを「京都大学の将来像・長期目標」として掲げ、第4期中期目標でも「産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する」ことを謳っている。専門職大学院に関しては、「京都大学における専門職大学院の在り方について」（資料1-5）を定め、「実践的な教育のもと、様々な社会の現場で活躍する高度専門職業人の養成」という専門職大学院の目的を確認した上で、本学固有の使命として、「学問の源流を支える基礎的研究とともに、物事を根本から深く洞察できる人材を育成する」点を強調している。

こうした教育理念と固有の目的を踏まえた上で、本大学院は、「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」（資料1-6）を定めている。

人材育成の目的については、「公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする」（第1項）と明示している。

教育上の目標については、「京都大学の長い知的伝統を踏まえた専門職大学院として、広い視野と深い洞察力を養うとともに現実の政策課題に適切に対処しうる実践的な知見を教授すること」（第2項）を目標とし、「高度専門職業人に求められる専門的能力、すなわち、社会的変化を歴史的視野で原理的に考察する知的能力、多元的価値の中で真の公共的利益を判断する洞察力、その公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、そして政策・制度を冷静に分析する評価能力など」を十分に涵養することを定めている。

これらの目的・目標は、公共政策系専門職大学院基準（第4期改定）において「公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）」に適切に合致している。同時に、上記目的は、本学が長年にわたって維持してきた高い研究水準のゆるぎない基盤の上に立って、単なる職業人養成を超え、広い意味での公共政策をリードし得るトップレベルの人材を想定した原理的・哲学的知識と実践的知識双方の涵養を目指すという特徴を説明して

おり、本大学院の固有の存在価値や目指す人材養成等の方向性を明確に示すものとなっている。(評価の視点 1-1)

なお、上記目的は、ウェブサイトに掲載するとともに、学生募集要項(資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3)、広報用パンフレット(資料 1-4)、年 3 回開催する入試説明会等において広く周知を行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：京都大学公共政策大学院学生募集要項【一般選抜】令和 7（2025）年度
- ・添付資料 1-2：京都大学公共政策大学院学生募集要項【職業人選抜】令和 7（2025）年度
- ・添付資料 1-3：京都大学公共政策大学院外国人特別選抜募集要項 令和 7（2025）年度
- ・添付資料 1-4：京都大学公共政策大学院 2024（パンフレット）
- ・添付資料 1-5：京都大学における専門職大学院の在り方について
- ・添付資料 1-6：京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について
- ・京都大学の基本理念 (<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/operation/ideals/basic>)
- ・国立大学法人京都大学 第 4 期中期目標
(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/evaluation/houjin/4th-medium>)
- ・京都大学公共政策大学院ホームページ (<https://www.sg.kyoto-u.ac.jp/sg/>)

【大項目 1 の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

長所は、専門職大学院としての使命を基礎にしつつ、京都大学の基本理念に則り、最高水準の研究と実務的教育とを結びつけるという特徴を打ち出している点にある。また、その上で、教育により学生が修得する能力について、知的能力、洞察力、制度設計能力、実践能力、分析・評価能力を明確に示し、教育目的の設定を行なっている。毎年の修了生の進路実績からも、幅広い分野に向けて優れた思考力と知見を持つ公共政策のプロフェッショナル人材を育成するという目的通りの教育は十分に達成されている。

問題点は、特には見当たらない。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

長所としての高い研究水準と実践的教育の結びつきを実現できるよう、データ・サイエンス系の科目の充実や、リサーチ・ペーパーの調査等に助成を行うなどの対応をとってきたが、今後も、この方向での拡充を進める。データ・サイエンスの進展は著しく、生成 AI をはじめ今後も様々な新たな分析手法や技術が出てくることは間違いない。こうした動きに背を向けることなく、アップデートを続けていく。EBPM を定着させ、日本の政策形成の質を高めるためにも、先端的な政策分析の研究に基づく教育を提供していく。

京都大学における高い研究水準は、本公共政策大学院の長所ともなっているが、同時に、大学全体の強い研究志向の中で、専門職大学院の存在や意義が見落とされる懸念は皆無ではない。現在、京都大学が国際卓越研究大学への申請を進めており、それに向けて、研究組織や大学院教育の全体のあり方を再編する構想が検討されている。その中でも、専門職大学院の位置づけが明確に行われることを確認してはいるが、申請が認められた場合、組織再編等が長期にわたり進められていく予定である。そうした過程において、京都大学の理念・目的と本公共政策大学院の目的が整合するよう留意することが課題となろう。

2 教育課程・学習成果、学生

・項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針

評価の視点	
2-1	公共政策系専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。

<現状の説明>

学位授与方針

学位授与方針において、修了の条件、すなわち期待する学習成果として求めるのは、大きく分けて、第一に、公共性の高い業務に従事する上で必要な知見と能力、第二に、公共的な役割を担う上で必要な判断力、思考力と強い倫理的責任感である。

第一の知見と能力について、より詳しくは、「社会的変化を歴史的・理論的観点から理解・考察する知力、多元的価値が存在する中で公共的利益を見極める洞察力、それを実現する制度や政策の具体的設計、それらの効果的・実践的な運用、客観的分析・評価等に資する各種の能力」（資料 2-2）を意味すると学位授与方針に示す。言い換えるならば、歴史や理論についての知見、価値や理念を扱う規範的思考力、制度設計を行う構築能力、調査・分析能力といったものを育成しようとしている。

第二の判断力や倫理的責任感とは、より詳しくは、「豊かな教養に基づく長期的・大局的視野、柔軟な思考力や的確な判断力を備え、強い倫理的責任感」（資料 2-2）を意味することが学位授与方針には示されている。これはすなわち、社会を捉える上での視野の広さ、抽象的なルールや理念を理解した上での具体的事案における判断の適切性、自らが準拠する価値や理念を持ち、自らの判断や行動の帰結や影響を考えられること、そして、その帰結や影響を引き受けるという責任感を指す。（評価の視点 2-1）

教育課程の編成・実施方針

教育課程の編成・実施方針（資料 2-2）は、教育目的（資料 1-6）および学位授与方針において掲げられた知見や能力、倫理的責任感の修得を実現するために、以下の 6 つの方針に則り、教育課程を編成することを示している。

第一は、理論、スキル、実務に関する科目をそれぞれに提供することである。「理論的科目、実践的科目、実務的科目を有機的に組みあわせ」と、編成・実施方針では述べる。

第二は、基礎から応用へと段階を踏まえた履修を可能とすることである。「段階的な履修を可能とするカリキュラム編成を行って」おり、「具体的には、基本科目（一部を必修科目とする）、専門基礎科目、実践科目、展開科目、事例研究科目といった五つの科目群を段階的に設ける」とする。

第三に、思考力と判断力については、講義科目による知識を基盤としつつ、演習科目における討議において修得させる。「講義科目と演習科目を通じて、原理的・体系的理解に基づきながら、公共政策に関わる的確な判断と柔軟な思考を修得」できるようにするとされる。

第四に、実践的技能と倫理的責任感を高めるために事例研究科目が設けられる。「事例研究科目では、実務家教員による具体的事案の多面的な検討・考察を通じて、公共政策についての実践的な技能の修得に加え、公共的役割を担う高度専門職業人としての倫理的責任感を涵養する」ことを目指すと編成・実施方針では述べている。

第五に、政策・制度の分析、設計にあたる能力について、クラスター制により修得を促す。「三つのクラスター、すなわち、政策分析・評価、行政組織間交渉、地球共生を設けることで、各自の専門に応じた政策・制度の分析・評価・設計・運用を行う能力」を得ることを目指す。

第六に、少人数教育を重視するとともに、きめ細やかな履修指導を提供する。編成・実施方針にある通り、「履修指導教員と進路指導教員による複数指導体制を設けることで、学修と進路の双方について、各学生に対する個別の助言を提供」している。（評価の視点 2-1）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-6：京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について
- ・添付資料 2-2：公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針

・項目：教育課程の設計と授業科目

評価の視点	
2-2	基本的な使命及び固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記的能力・資質等を踏まえ、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。 (1) 公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンク、コンサルティングその他の民間企業等において必要な公共の課題の解決に資するよう、法学、政治学、経済学の3分野を中心とした学際的な知識を修得させる幅広い科目を配置していること。 (2) 公共政策系分野の人材にとって必要な思考力、分析力、実践力、コミュニケーション力を修得させる科目を配置していること。 (3) ローカルからグローバルまで、公共政策の実践の場で学生が目指すあり方に応じて活躍できるよう、幅広い視野を有するとともに、高い職業倫

	理観及びリーダーシップをもった人材を養成する観点から科目を編成していること。 (4) 公共政策系分野における基礎的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。
2-3	固有の目的の実現に向けて、各公共政策系専門職大学院の特色を反映した教育課程を編成していること。
2-4	通信教育や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。
2-5	授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。

＜現状の説明＞

授業科目の設定・配置

教育課程の編成・実施方針を実現するために、授業科目の設定・配置において重視しているのは、次の五点である。

第一に、基礎から応用へと段階的な履修を実現するよう、教育課程の編成・実施方針の 5 科目群に加え、研究指導科目を加えた計 6 種類の科目群を設定する。6 種類の中の特に 3 種類の科目群（基本、専門基礎、展開）が、明確に段階を示すものとなっている。その上で、科目群ごとに修了に必要な単位数を設定するのみならず、履修すべき学年を一部の科目では指定することにより、段階的な履修を行わせる。

第二に、法学、政治学、経済学を中心とする幅広い学問分野の理論的科目と、実務での応用に関する実践的な科目を設定した上で、これらの特定のものだけを履修することのないよう、修了に必要な単位数の設定を通じて、バランスよく履修させる。

第三に、6 種類の科目群のうち、段階別の 3 種類を除く残る 3 種類（実践、事例研究、研究指導）の科目群は、スキルの習得、具体的な政策課題に基づく総合的な検討、リサーチ・ペーパーの執筆を通じた、政策課題の調査・分析や提案の総合的な取り組みを行わせる。

第四に、国際政治や経済、国の政治・行政および経済、地域や地方自治体といった三つのレベルそれぞれを扱う科目をバランスよく配置する。

第五に、政治社会経済の変化に対応し、新たな社会課題に取り組んでいけるよう、開講科目の毎年の見直しを行う。

以下、これらの五点について、敷衍していく。まず、第一、第二、第三の点にいずれも関わるのは、科目群のあり方であり、これが本公共政策大学院の授業科目の最大の特徴なので、これを、表にして整理しよう。

	基本科目	専門基礎科目	実践科目	展開科目	事例研究科目	研究指導科目
概要	公共政策を学ぶ上での基礎	政策形成、実施、評価の基礎	分析、プレゼン等の技法・技量	先端課題や専門的領域	具体的政策課題と解決策の分析、検討	リサーチ・ペーパー執筆(6単位)
科目の例	公共政策論A, B	立法政策・技術	政策分析の方法概論	競争法総論	CS予算と政策分析	政策課題研究(2年次のみ履修可)
	私法秩序論	公共管理論	政策分析の量的方法(応用)	現代アメリカ政治	CS国と地方の関係	
	現代規範理論	政策分析の量的方法(基礎)	外国報道の分析	金融政策	CS人事政策分析	
	ミクロ経済学		English Presentation	環境政策	ターム・ペーパー	
2024年度開講科目数	13	12	11	50	14	1(3クラス)
修了要件	2科目必修+4科目	4科目	3科目		2科目(うち1科目は2年次で)	
			クラスターの指定あるものを4科目			
	全部で48単位(24科目、ないし21科目+リサーチ・ペーパー)					

これを見てわかるように、研究指導科目を除く五つの科目群の全ての科目群を何らか履修することが修了には必要となる(展開科目に修了要件は課されないが、クラスター科目の履修が修了要件となり、かつクラスター科目の相当部分が展開科目であることから、実質的には展開科目の履修がほぼ必要となる)。これにより、理論と実務、またスキルのいずれをも身につけることを求めている。そして基本科目、専門基礎科目、実践科目、事例研究科目と順に修了要件で必要な単位数が減るようになっており、段階的な履修を方向づけている。事例研究科目を少なくとも一つは2年次での履修を求め、また、研究指導科目は2年次のみ履修可能としているのは、これらの科目が、そこまでの学習で得てきたことを活かして、総仕上げを行う位置付けにあるためである。これらを通じて、第一の特徴である段階的な履修を担保している。

さらに、基本科目は開講科目の約半分を修了には必要とする。これにより、法学、政治学、経済学を満遍なく履修しつつ、学部で履修してこなかった分野の基礎を学ぶことを促している。基本科目には経済学の科目が厚めに配置されているが、これは、入学者のうち、法学、政治学を学部で学んできた学生の割合が高いことを考慮しているためである。専門基礎科目と展開科目においても、法学、政治学、経済学のそれぞれの科目を設定しており、ここでも学生は三つの学問分野をバランスよく履修していくことになる。これが第二の特徴となる。

第三の特徴は、実践科目、事例研究科目、政策課題研究といった講義・演習科目とは異なる

る実習や調査、分析、検討、論文執筆を行う科目群において、公共政策系分野の人材にとって必要な思考力、分析力、実践力、コミュニケーション力を修得させることを目指しているところにある。加えて、事例研究科目では、実務家教員が具体的政策事案における判断のあり方などを示していくことを通じ、職業倫理観やリーダーシップのあり方を体感させ、会得させることに努めている。

第四の特徴である、国際、国、地方といったいずれの場についても、それを扱う科目を用意することは、特に専門基礎科目と展開科目によく現れている。国際レベルとしては、「国際行政論」、「安全保障概論」、「国際企業法務」、「国際法 1, 2」、「国際環境法」、「国際政治経済分析」、「国際経済政策」、「国際経済関係論」、「国際人道支援と我が国の役割」などが、地方レベルとしては、「地方自治法制」、「地方税財政の実像」、「都市・地域計画」、「地方財政政策」、「まちづくりとまち経営」などの科目が用意されており、この他に多くの国レベルの科目が用意されている。ローカルからグローバルまでのいずれの場についての知見も深められるように科目配置を行なっている。

科目群については、教育課程編成・実施の方針（資料 2-2）、具体的な科目名や修了要件については、便覧（資料 2-1）に示されている。

これらの科目編成に加えて、段階的履修を行わせるために、キャップ制と進級制も導入している。キャップ制については、履修科目数の上限として、「学期ごとに 18 単位、学年ごとに 36 単位までとする」と定め（公共政策教育部履修規程第 3 条 2）、計画的で着実な学修を学生に促している。進級制については、「基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて 22 単位以上を修得した者」に 2 年次への進級を認めている（同規程第 17 条）。

その上で、修了には、それぞれの科目について定められた所定の単位数以上の、総計 48 単位以上の修得を求めており（同規程第 18 条）、8 単位を限度として履修することができる他の研究科の修士課程などの科目を含め、それぞれの将来の展望や関心に基づき幅広い分野の科目を履修することも可能としている。（評価の観点 2-2）。

最後に第五の特徴として、開講する科目は、毎年の教務委員会での検討を経て、常に見直しを行なっている。そうした中から、公共部門の新たな動向を理解するために必要な科目や、公共部門の担い手として身につけるべき技能として強化・補強すべき科目については、新設を行なっている。この 5 年間に新たに開講した科目として、次のものがある。2021 年度：「デジタルガバメント論」、2022 年度：「実践データ分析」、2023 年度：「国際投資模擬仲裁」、「中国政治外交」、「国際法 1」、「国際法 2」、「国際環境法」、2024 年度：「環境法」、「ジェンダー・セクシュアリティ概論」、「ウェルビーイングに基づくスマートシティ政策デザイン」。（評価の視点 2-2）

固有の目的に沿った教育課程の編成

本大学院の固有の目的は、第一に、公共政策分野を担うリーダーとなるべき人材を育てるところにある。そのためには、学位授与方針（資料 2-2）に示すとおり、「豊かな教養に基づく長期的・大局的視野、柔軟な思考力や的確な判断力」および「強い倫理的責任感」を身につけることが必要だと考えている。私たちが育てたいのは、与えられた問いに効率よく回答を示していくだけの人材ではない。社会や経済の大きな構造やその動きを理解し、何を問うべきかを設定し、自らの考えを発展させていける者である。

これに資する科目として、第一に、歴史、思想・哲学、規範に関わる諸科目により教養を深め、視野を広げ、柔軟な思考や判断を行える人物となることを目指す。歴史の理解や他国との比較を通じて、総合的な知性を身につけるための科目としては、「ヨーロッパ政治」、「現代アメリカ政治」、「日本政治外交」、「国際政治と日本外交」、「中国政治外交」といった科目が、思想・哲学についての知識をもとに規範的思考力を高めようとする科目としては、「現代規範理論」、「行政官の役割規範」、「政治哲学古典講読」といった科目が提供されている。

第二に、事例研究科目を通じて、理念や原則と具体的事案の突き合わせの中で柔軟な思考や的確な判断を行う力、そうした判断を下す際に求められる倫理的責任を学ぶことを図っている。事例研究科目の中心は「CS（ケーススタディの略）～」と称される実務家教員が担当する演習形式の科目である（以下、これを CS 科目と呼ぶ）。「CS 金融・政策分析」、「CS 予算と政策分析」、「CS 地方行政の最前線」、「CS 人事政策分析」、「CS 観光政策」など実務家教員の経験してきた政策領域を扱うもののほか、「CS 現代政策と公共哲学」といった政策領域横断的な対象を扱う科目を提供している。加えて、ターム・ペーパーを事例研究科目として位置付けている。ターム・ペーパーは CS 科目とセットになっており、実務家教員の指導のもと、CS 科目における事例研究の成果をペーパーとして執筆するものである。

固有の目的の第二は、高度な調査・分析能力の育成である。高い研究水準を有する京都大学に設置される専門職大学院として、専門的な技能の中でもとりわけ、データ分析の能力を十分に修得できる教育課程を提供している。調査・分析能力を高めるための仕組みや科目としては、第一にクラスター制、第二にデータ分析科目群、第三に政策課題研究とリサーチ・ペーパーの執筆がある。

第一の、クラスター制履修モデル（クラスター科目）は、公共政策の形成や評価、公共的課題の解決に関わる上で広く求められる三つの能力として、「政策分析・評価」「行政組織間交渉」「地球共生」を設定し、学生にこの内の一つを少なくとも修得することを求めている。3 つのクラスターそれぞれにおける能力とは、「政策分析・評価」が、公共政策の客観的分析・評価やその意義また帰結についての的確に考察し、一層効果的な政策形成・執行に活用する能力、「行政組織間交渉」が、多面的な価値観や利害関心について多角的に検討し、多様な組織間での相互理解に基づく実効的な協働を行う能力、そして「地球共生」が、国家の枠組を越える課題に対して、多様な主体を包摂するネットワークを活かしてとり組む能力である。各クラスターは実践科目、展開科目、事例研究から構成されている（資料 2-1）。学生

は、一年次の後期にその将来展望や学問的関心にに基づきクラスターを選択し、修了までに実践または展開科目から 8 単位、事例研究から 4 単位のあわせて 12 単位を修得するよう求められる。なお、二年次の前期と後期にクラスターの変更を可能としている（資料 2-6）。

第二は、統計分析を始めとするデータ分析科目である。近年、公共政策における客観的データに基づく政策形成（EBPM）を行える能力への要請が高まっている。これに答えるためにも、データ分析関係科目や質的分析も含めて社会科学の分析手法に関する多くの科目を提供している。「政策分析のための統計基礎」、「政策分析の量的方法（基礎）」、「同（応用）」、「実践データ分析」、「政策分析の方法概論」、「公共政策立案にむけた実践データサイエンス」といった科目である。

第三は、政策課題研究を通じたリサーチ・ペーパーの執筆である。2 万字のリサーチ・ペーパーの執筆は、調査・分析能力を実際に発揮する場となる。この執筆は、2 年次後期に毎週の「政策課題研究」という講義において研究者教員の助言を受けながら進められ、中間報告会と最終報告会を通じて、多様な批判にさらされながら完成を目指すものである。2024 年度からは、中間報告会においてポスター発表形式を取り入れ、より密な意見交換を踏まえての執筆を行うこととした。また、オンラインサーベイの利用など調査方法が多様化し、中にはサーベイ実験の手法を用いるものなども出てきたことから、2024 年度には研究倫理審査の手続を整備した（資料 2-18）。こうした制度的な対応によって、分析・調査方法の進化に応じて、学生が最新の手法を安心して用いながら分析を進められるよう後押ししている。（評価の視点 2-3）

通信教育等

本大学院の授業は、少人数による双方向的で密度の濃い議論に基づく教育にあることから、通信教育等は実施していない。大学全体の方針に沿って、対面の講義と同等以上の教育効果をあげられる場合は、予め申請、承認を得た上で、メディア活用授業を実施することができる。ただし、2024 年度までのところ適用事例はない。また、災害等に伴う休講時で補講時間が確保できないなどやむを得ない緊急の場合に、届出の上、メディア授業を実施することがある。2024 年度は 2 科目において実施され、その内容や方法の適切性について確認を行っている。

他方で、授業に関する連絡や資料配布、授業評価アンケート、授業外の学習や進路に関する相談などは、KULASIS（京都大学教務情報システム）、PandA（京都大学 LMS：学習支援システム）、双方向ビデオ会議システム（Zoom）などを活用し、時間的・空間的制約に囚われない形で学生への教育支援を行っている。（評価の視点 2-4）

授業時間帯と時間割

授業時間帯については、午前 8 時 45 分に 1 限が開始され、最終は 6 時 15 分に 5 限が終

了する。いずれも 90 分授業である。休憩時間は 15 分であり、キャンパスが平坦であり、使用する講義棟はいずれも隣接しているので、連続する講義の移動にも余裕はある。新型コロナウイルス感染症の拡大期に、学生食堂の混雑緩和のため、昼休みを 1 時間 15 分間に延長する措置がとられ、その後も継続している。

時間割については、教務委員会において毎年度教員から授業計画とともに、時間帯等について希望を確認した上、教授会により審議・決定されている。本大学院には、法科大学院や経営管理大学院から提供され、あるいはこれらに対して提供する科目があることから、関連する大学院と密に連絡を取り合いつつ、授業計画を作成し、授業時間割等を確定している。また時間割の編成にあたっては、学生の計画的な履修に困難を来さないよう、同一時限には最大でも 4 科目までしか配置されないよう留意している（資料 令和 6 年度時間割表）。なお土曜日にも前後期ともに一定数の授業を開講しており、職業人学生を含め、学生ができるだけ支障なく、柔軟に履修できるよう配慮している。（評価の視点 2-5）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-4：公共政策大学院パンフレット 2024
- ・添付資料 1-6：京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について
- ・添付資料 2-1：京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度
- ・添付資料 2-2：公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針
- ・添付資料 2-6：公共政策教育部履修規程
- ・添付資料 2-18：公共政策大学院における人を対象とする研究倫理審査について
- ・令和 6 年度時間割表 (<https://www.sg.kyoto-u.ac.jp/sg/education/timetable/>)

・項目：教育の実施

評価の視点	
2-6	学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態（講義、演習、実習等）、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされるなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。
2-7	下記のような取り組みがなされ、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援
2-8	教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、か

	つそれらを利用して適切な学生数で授業を実施していること。
2-9	自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。
2-10	図書館（図書室）は、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。
2-11	学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。

<現状の説明>

学習成果の達成のための授業形態

研究者教員による学術的知見の修得を目的とした授業から、実務家教員による最先端の政策課題の紹介と実践的対応・解決をめぐる授業に至るまで、本大学院は多様な授業を提供しており、授業形態もその目的に応じて適切なものとなるよう、講義形式以外のさまざまな方法が適宜採用されている。

授業形態や方法、学位授与方針に示す期待する学習成果、具体的な科目の例をまとめると、次の表となる。

授業形態・方法	期待される学習成果	科目の例
講義・演習	豊かな教養に基づく長期的・大局的視野	基本、専門基礎、展開科目の多く
実習	制度や政策の具体的設計、それらの効果的・実践的な運用、客観的分析・評価等に資する各種の能力	政策分析の量的方法（基礎） Professional Writing English Presentation
ケーススタディ	柔軟な思考力や的確な判断力、強い倫理的責任感	事例研究科目、交渉術、国際投資模擬仲裁
フィールド調査	制度や政策の具体的設計、それらの効果的・実践的な運用に資する能力	各科目において実施（資料2-20）
ゲスト・スピーカー・2名以上の教員の共同事業	制度や政策の具体的設計、それらの効果的・実践的な運用に資する能力	各科目において実施（資料2-19）
インターンシップ	柔軟な思考力や的確な判断力、強い倫理的責任感	インターンシップ科目

補足すると、実習として掲げている科目は、シラバス上の区分などでは、講義・演習となっているものであっても、講義内で学生に具体的な作業を行わせながら、教員による助言やフィードバックを与えるものである。例えば、データ分析に関する科目では、統計ソフトである Stata や統計プログラミング言語である R、さらにより多様な用途に用いられるプログ

ラミング言語である Python を主に用いて、実際にデータセットを用いた分析を行っている。とりわけ、「政策分析の量的方法（基礎）」は、クラスサイズを小さくするために二名の教員でクラスを分け、TA を配置することで、分析の様々な段階での「つまづき」に対して、助言を行い、学修を進めていける体制を組むようにしている。「Professional Writing」や「English Presentation」では英語による文書を実際に作成し、他の学生を前に発表を行うことで、英語によるコミュニケーションと発信のための能力の向上を図っている。

ケーススタディを具体的事例に即した検討の方法と捉えるならば、事例研究科目はまさしくそれに該当するが、この他にも、模擬的な実践をもって授業のテーマの理解と技能修得に活用する科目として、「交渉術」や「国際投資模擬仲裁」などがある。

ゲストスピーカーと2名以上の教員による共同授業は、いずれも、多様な素材や視点を学生に提供し、多角的な理解を促進するために設けられている。複数教員による講義は、「危機管理論」、「EU 法」、「リーダーシップ論」、「刑事司法・警察行政」、「国際人道支援と我が国の役割」、「メディアポリティックス」などである。ゲストスピーカーについては、招聘に対して助成を行っており、この結果、さまざまな実務家の知見や考えを知る機会が提供されている（資料 2-19）。

フィールド調査は、主に事例研究科目を中心に、担当者の助言や指示のもと、政策の現場に調査に行き、当事者の生の声を聞くことでその実態をよりよく知るために実施している。こちらについても、旅費などの助成を行っている（資料 2-13、2-20）。

インターンシップは原則的に夏季または春季の休業期間中に、国、地方公共団体等の公共性の高い職場に2週間以上の期間で派遣され、そこで研修を行い、履修後にこれについて5,000字程度の報告書を作成するものであり、派遣先の責任者による当該学生の研修活動についての評価書の提出も求めている。成績評価は、これら報告書・評価書等の書類に基づき行われ、合格した者には2単位を認定する（資料 2-4、2-5）。（評価の視点 2-6）

シラバス・履修指導

『便覧・シラバス』（資料 2-1）は毎年作成されており、本大学院の教育上の目的と理念を掲げるとともに、学生が計画的に授業を履修するにあたって必要な情報として学年暦や各種規程、メールアドレスなど連絡先を含む教員一覧や教室配置図などを記載している。シラバスでは、各科目群において提供される個々の授業について、基本情報はもとより、「授業の概要・目的」「到達目標」「授業計画と内容」「履修要件」「成績評価の方法・観点」について明確に示すとともに、履修にあたって参照すべき文献や予習・復習等授業外における学修の方法、オフィスアワー等についても記載する欄を設けている。シラバス作成に際しては、記載すべき事項について注意喚起を行い、学生が履修するにあたって必要な情報が欠けることのないよう、その充実に努めている。

学生によるシラバスの利用状況は、授業終了時に実施される授業評価アンケート（資料 2-

14)を通じて把握している。さらに、具体的な活用方法や改善すべき点など質問項目を設け、FD 会議を通じて、知見の共有を図り、シラバスの記載の充実に組織的に努めている。

また教育課程編成・実施の方針（資料 2-2）に示すとおり、研究者教員が履修指導教員、実務家教員が進路指導教員として、学修と将来的展望の両者において、担当する学生に個別にアドバイスを行う複数指導体制を設けている（資料 2-6）。履修指導教員は入学式当日の顔合わせに始まり、講義の選択などへの助言を行う他、クラスターの選択や政策課題研究の履修申請時の題目や概要作成にも助言を行うこととなっており、学修の各段階において学生の進路や適性を踏まえた指導を行っている。その他に奨学金や留学に関する推薦状などについても履修指導教員が窓口となっている。（評価の視点 2-7）

教室・施設

本大学院の専用施設として、54 名収容可能な講義室 1 室、演習室 4 室（いずれも 24 名収容可能）、RPG 室 2 室（収容人数 28 名と 24 名）、自習室 2 室（合計 90 席）、学生の自主的な勉強会等のためのディスカッションルーム 2 室を保有している。RPG 室とは、政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習を目的とする演習室である。（資料 2-21）

2020 年度の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、遠隔授業のための教室設備を整備した。例えば、講義室及び RPG 室にハイブリッド講義システムを設置した。また、貸出用のパソコン、レコーダー、スピーカーフォン等をそろえ、遠隔授業に十分対応できる機材を確保した。これらのシステムや機材は現在も利用可能である。

この他にも、随時、設備の更新を行っている。この 5 年間では、2021 年度に演習室に電子黒板を導入、2022 年度に講義室の教卓を更新、2023 年度に RPG 室のルーム・システムとプロジェクターの更新といったのが主なところである。

必修科目の公共政策論 A と公共政策論 B で、例年 40 名程度の履修登録者がいるが、その他の科目では、基礎科目で 20 から 30 名程度、その他は数名から 20 名程度の履修登録者数になっている（資料 2-10 の履修者数欄）。同一時間帯に最大 4 科目までしか開講していないこと、基礎科目は重複しないように配置していること、教室がいずれも本大学院の専用施設であることから、すべての講義において、十分な余裕のある教室を割り当てることができる。（評価の視点 2-8）

自習室・ラウンジ等

自習室では、全学生が専用の机を割り当てられ、図書・資料・ノート型コンピュータを持ち込んで学習できる。平日は 8 時から 21 時 30 分まで、土曜、日曜、祝日は 8 時から 20 時まで利用できることとし、学習上の便宜を図っている。なお、2025 年度より、学生の要望に答えて、利用時間をさらに延長することとしている（資料 2-7）。また、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等も随時利用可能である。さらに、本大学院の施設内に 2 つの

ディスカッションルームを設けている。学生は、こうした設備を利用して、普段から活発に情報交換や交流、自主活動などを行っている。

これらについても、設備の更新を随時進めている。2021 年度に自習室の椅子の更新、2023 年に自習室のプリンターの更新、2024 年に自習室およびディスカッションルームの入退室管理システムの更新を行った。（評価の視点 2-9）

図書室

図書に関しては、教育用の図書を並べる本大学院専用書架を法学部図書室内に設け、開学後の 2 年間に 2,000 冊を超える図書を収蔵した。以後毎年、部局に置かれた図書委員会を中心に収書を行い、年間 100 冊以上を新規に購入し、図書の充実に努めている。教科書に指定された図書については原則購入する。2006 年度から 2024 度の購入図書数は 6,658 冊である。また、本大学院では、毎年合格者説明会の際に、入学前に読んでおいて欲しい図書を各教員 3 冊ずつ挙げ、推薦図書として示している。この図書については、2015 年に過去のものを含めて 240 冊購入し、以後の追加購入・寄贈により、計 344 冊を収蔵している。これらはディスカッションルームに配架し、学生が自由に読み、グループ学習などに活用できるようにしている。

書庫内図書の貸出は、教員にあつては 50 冊以内・6 月以内、学生にあつては、30 冊以内・3 月以内と定めている。また、学生からの要望により、従来禁帯出資料であった開架図書の貸出を 2014 年度から実施しており（資料 2-8）、身分によらず一律 5 冊以内・1 週間以内と定めている。このほかに、附属図書館はもちろんのこと、法学研究科や経済学研究科との協議に基づき、学生は両研究科の豊富な図書（法：74 万冊、経：63 万冊の計 137 万冊が利用可能）や電子ジャーナル、データベースを、図書館機構のサービスによって両研究科の院生と同様に利用することができる。

法学部図書室の利用時間は、平日が午前 9 時から午後 8 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 5 時となっている。隣接する附属図書館には、24 時間使用できるスペースもあり、前述の利用規程とも併せて、図書環境は充実しているといえる。（評価の視点 2-10）

学生の学習のための設備

本大学院専用施設内においては、京都大学情報環境機構が提供する、高い安全性、利便性を備えた先端的な情報環境が利用可能である。学生は、学術情報ネットワーク (KUINS) の学内無線 LAN から、学内ネットワーク接続、学外サービスへの接続が可能であり、ポータルサイトが利用できる。また、京都大学情報環境機構が提供する認証システムによって、学外のネットワークからでも、全学メールや、図書館機構が提供する電子ブック・電子ジャーナルやデータベースを利用できる。

かつては大学のメディアセンターや附属図書館に学生用 PC を設置する形をとってきたが、

現在では、全学的に、BYOD 形式（各自で PC を購入し、持参することを求める方式）に転換している。統合型クラウドサービスである Microsoft 365 が提供され、ワードやエクセルのほか、クラウドストレージも利用可能である。LMS としては学習支援システム（PandA）が提供され、オンラインでのチャットや課題提出などのシステムが統合されている。

学生には、e-learning により、これらのサービスの利用に際しての留意点を確実に伝えるようにしている（受講しなければ、学内無線 LAN の利用が停止されることなどから、受講率は極めて高い）。また、履修指導時にも「違法なダウンロードの禁止」等について説明し、情報関連の適正使用に関して周知を図っている（資料 2-9）。

自習室、図書室、学習のための設備については、学生の声を聞き、財政的に可能な限り、できるだけその声に応えるように努めている。院長室開放と称して、年に数回、研究部長・教育部長が学生に学生生活に関する意見や要望を話してもらう機会を設けており、自習室の開室時間の延長や、プリンターの整備等はその結果である。細かいことにも一つ一つ対応していくことで、学生ができるだけストレスなく学習できる環境を整えることに留意している。（評価の視点 2-11）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度
- ・添付資料 2-2：公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針
- ・添付資料 2-4：インターンシップの実施に関する申し合わせ/インターンシップ実施細則
- ・添付資料 2-5：インターンシップ 応募受入状況（2024 年度）
- ・添付資料 2-6：公共政策教育部履修規程
- ・添付資料 2-7：公共政策大学院自習室及びディスカッション・ルーム利用規程/公共政策大学院自習室及びDR利用細則
- ・添付資料 2-8：公共政策連携研究部図書規程
- ・添付資料 2-9：CAMPUS LIFE INFORMATION 2024
- ・添付資料 2-10：令和 6 年度 前期科目別評価割合・後期科目別評価割合
- ・添付資料 2-13：公共政策大学院教務事項に関する手引き（令和 6 年度版）
- ・添付資料 2-14：令和 6 年度公共政策大学院授業評価
- ・添付資料 2-19：令和 6 年度公共政策大学院ゲストスピーカー一覧
- ・添付資料 2-20：校外学習旅費補助一覧
- ・添付資料 2-21：公共政策大学院 教室・演習室等 一覧

・項目：学習成果

評価の視点	
2-12	授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習にかかる評価を公正かつ厳格に行っていること。また、その結果について組織的に検証を行っていること。
2-13	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。
2-14	あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。
2-15	学生の学習成果、修了者の進路状況、学生・修了者・就職先等の意見などを踏まえ、多角的な視点から教育活動の適切性を検証していること。また、検証結果に基づき、教育課程及びその教育内容、方法等の改善・向上に取り組んでいること。

<現状の説明>

目標の達成度の設定と公正な評価

本大学院では、シラバス（資料 2-1）において、個々の科目について、履修を通じて成し遂げられるべき「到達目標」を明示するとともに、「成績評価の方法・観点」についても、その授業の目的や特徴を踏まえ、適切かつ具体的に記載を行なっている。授業を履修する学生はこれに基づき、計画的に学習に励むとともに、担当教員も事前に示した方法・目的に即して、公正にして厳格な評価を行なっている。

本大学院では履修規程（資料 2-6）において「単位の認定は、筆記試験、平常点、その他授業科目の性質に適した方法により、成績を評価して行う」（第 13 条）とする。また成績評価にあたって拠り所とすべき基準を明記し（第 14 条）、科目によって異なる方法を用いるとしても、その評価が公正で、偏りのないものとなるよう配慮している。

授業を担当するすべての教員に、「公共政策大学院教務事項に関する手引き」（資料 2-13）を事前に送付し、授業回数や出席要件、使用する教材、質問対応、授業評価アンケート等教務上の基本事項について共通して理解すべきものを明確にし、特に試験と成績評価について、成績評価の基準を含め留意すべき点を詳細に記すことで、講義の円滑な進行とともに、公正で厳格な成績評価がなされるよう注意喚起を行なっている。こうした働きかけは学期末の採点依頼の際にもなされている。

具体的な成績評価基準は、次の表のとおりである。学修目標と照らし合わせて、受講者一人一人に対して、いわば絶対評価を行うことを原則としており、受講者間の相対評価を行うものではないが、「採点にあたっては、A+（90 点以上）や A（80～89 点）の評価が集中するなど履修者の点数が極端に偏ることのないよう」に教員には求めている。

90 点以上 (A+)	当該科目の学修目標を超える達成度を示しており、非常に優れている。
80～89 点 (A)	当該科目の学修目標を十分に達成しており、優れている。
70～79 点 (B)	当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており、いくつかの評価事項について優れた成果を示している。
60～69 点 (C)	当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。
0～59 点 (F)	当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

事後的にも各科目別の可否や成績評価の分布状況について情報を共有し、自己の担当教科の評価の現状について他のそれと比較して偏りがないか客観的に点検するよう促している。組織としては、成績評価の分布状況（資料 2-10）を取りまとめ、FD 会議における確認を行っている。加えて、必要に応じて個々の教員との面談等により、成績評価のあり方についての理解を促している。もって採点・評価をめぐる教員間の共通認識の醸成を図り、ひいては大学院全体で統一的で、調和のとれた成績評価が行われ、これについて科目間で不均衡が生じることのないようにしている。（評価の視点 2-12）

成績評価への学生からの問い合わせ

『便覧・シラバス』に記載される履修規程において「教員は、学生が成績の通知を受けてから 1 月以内に自己の成績について説明を求めたときは、必要な説明を行うものとする」と定め、その成績評価が説明責任に堪える厳格なものとなるよう求めている。さらに「成績評価に対する異議申立てに関する申し合わせ」（資料 2-11）により、成績評価に異議のある場合の申立てと対応の手続きを定め、『便覧・シラバス』に掲載している。具体的な手続きは、次のとおりである。（1）成績の誤記入等、（2）シラバス等で周知された評価方法に照らしての疑義のいずれかの理由がある場合に、定められた書面により学生が申立を行なう。申立てに対して担当教員は必ず確認を行い、必要ある場合は教務委員会での審議を経て、結果を当該学生に書面で回答を行う。各学期における申立ては 0 件が多く、最大でも 4 件である（資料 2-22）。（評価の視点 2-13）

修了認定

修了認定の基準と方法については、「基本科目」「専門基礎科目」「実践科目」「展開科目」「事例研究」の各科目群について、『便覧・シラバス』所収の履修規程において修得すべき単位数を明記し（第 5 条および 6 条）、1 年次から 2 年次への進級要件（第 17 条）、および課程修了要件（第 18 条）においても、それぞれ修得すべき単位数（前者は 22 単位以上、後者はそれぞれの科目区分について求められる単位数とその総計として 48 単位以上）を明示している。

学位授与方針（資料 2-2）は、その第一において「所定の年限を在学し、本公共政策大学

院が定めた教育の目的及び理念に基づき設定した所定のカリキュラムに従った教育を受けて、必修科目及び選択したクラスター科目の必要単位を含む所定の単位を修得することが、学位授与の要件である」と述べ、上述した所定の単位の修得をもって学位を授与する旨定めている。

所定の単位の修得による課程の修了の認定については、教授会で行うことが「京都大学大学院公共政策教育部規程」（資料 2-3）の第 12 条で定められており、それに基づき教授会における認定が行われている。（評価の視点 2-14）

多角的な教育活動の検証

本大学院では、教学マネジメントの考え方に則り、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に示す到達目標について、以下の表に示される形で、直接的、間接的な把握を行っている。

学習成果	直接評価	間接評価
広い視野と深い洞察力、現実の政策課題に適切に対処しうる実践的な知見と高度専門職業人に求められる専門的能力	政策課題研究におけるリサーチ・ペーパーに示される到達目標の達成状況や、これらを元にした論文の公表状況	学生の成長実感（授業評価アンケート、修了時アンケート、修了後アンケート） 進路先からの意見徴集
豊かな教養に基づく長期的・大局的視野、柔軟な思考力や的確な判断力、強い倫理的責任感	CS 科目におけるターム・ペーパーや最終報告に示される到達目標の達成状況	同上

直接評価としては、2 年間の学習の最終的な成果として、CS 科目において行われる学生の報告やそこで執筆されるターム・ペーパーと政策課題研究において執筆されるリサーチ・ペーパーが、学習成果を最もよく表現している。知見と専門的能力は、特にリサーチ・ペーパーにおいて、視野・判断力・責任感は CS 科目におけるアウトプットにおいて示される。

リサーチ・ペーパーには、政策課題の理解、これまでの研究の蓄積についての理解、実態解明の分析と調査、現状を踏まえた解決策の提案などが含まれる（資料 2-23）。優秀なペーパーについては、学会誌等への投稿を促しており、これまで、日本政治学会の年報である『年報政治研究』や行政管理研究センターが発刊している『季刊行政管理研究』といった政治学・行政学分野の主たる雑誌に査読を経て掲載された。こうした水準のペーパーを執筆できるようになることが、高い研究能力を有した教員による教育を受けることで得られる知見や分析能力の成果であり、本大学院の固有の目的を達成することの一指標である。

他方で、CS 科目において、具体的な政策に関する事例を対象として、学生が実施した調査、検討についての最終報告、あるいはそれをまとめたターム・ペーパーにおいて、判断力

や倫理的責任感の達成の程度が把握できる。具体的事例における判断の理由の説明などにおいてこそ、思考の柔軟性、一貫性や倫理基準に基づく判断がよく表れるからである。

リサーチ・ペーパーについては、最終報告会に教員全員が参加しており、すべての教員が数本のペーパーの審査委員を担当する。これにより、教員は学習成果を自ら確認することとなる。そこで見出された課題などは教務委員会、教授会を通じて検討が行われる。CS 科目において実務家教員が確認した学習成果については、実務教育助言委員会、教授会を通じて共有化、検討が行われていく。

これらの検討の結果、具体的な見直しにつながったものとして、上述した「政策分析の量的方法（基礎）」を2クラス開講としてクラスサイズを小さくしたことや、TAを配置したことがある。リサーチ・ペーパーにおいて学生が実施した分析結果から、自ら分析を実施する能力を身につけさせるためには、より徹底的な基礎段階の実習ときめ細かい助言が必要なることが明らかになったことに対応したものである。

これに加え、法政策共同研究センターによる研究費用の支援（後述31頁）、研究倫理審査といった体制整備（前述15頁）の効果として、2024年度のリサーチ・ペーパー執筆者は大幅に増加した。過去5年間のリサーチ・ペーパーとターム・ペーパーの合格者数は次のとおりである。

	2024 年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度
リサーチ・ペーパー	19	5	8	6	5
ターム・ペーパー	3	2	4	4	5

間接評価としては、学生の成長実感を授業評価アンケート、修了時アンケート、修了後アンケート（資料2-14、2-24、2-25、2-26）といった3つの段階で把握するとともに、学生の進路先である中央府省庁や地方自治体、さらに一般企業などの関係者から、意見交換の場を通じて、評価を得ることで把握することに努めている。

開講されたすべての科目（履修者数1名の科目を除く）について各期末に実施される授業評価アンケート（資料2-14）では、出席回数や予復習等の時間、難易度や進め方、教員の姿勢、達成度や理解度、意義や要望などについて質問を行っており、その結果について教員に提供している。さらに修了生に対してもアンケートを実施し、修了後実務を経験するなかで、本大学院における学習の成果と意義がどのようなものか、また何が欠けているか調査し、その結果についてFD会議において教員の共有を図り、本大学院の教育の改善のためにそこからいかなる示唆を汲みとることができるか検討している（資料2-25）。

修了者の進路状況については、進路指導教員による確認や当人からの報告を通じて、基本的に全員について把握することができている（ただし、年によって若干名、進路未定者が存在する）。取りまとめた進路状況は、教授会に報告を行なっている（資料2-28）。

インターンシップにおける派遣先からの評価書、人事院による公共政策大学院教員との

意見交換会、実務家による首長講演会や公共政策セミナー（詳細は後述 42-3 頁）の実施前後の懇談等多様な機会を捕えて、本大学院修了者の能力・特質・実績はもとより、官庁や企業からの期待と要望の把握に努めている。（資料 4-7、4-9、4-10、4-11）（評価の視点 2-15）

＜根拠資料＞

- ・添付資料 2-1：京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度
- ・添付資料 2-2：公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針
- ・添付資料 2-3：京都大学大学院公共政策教育部規程
- ・添付資料 2-6：公共政策教育部履修規程
- ・添付資料 2-10：令和 6 年度 前期科目別評価割合・後期科目別評価割合
- ・添付資料 2-11：成績評価に対する異議申立てに関する申し合わせ
- ・添付資料 2-13：公共政策大学院教務事項に関する手引き（令和 6 年度版）
- ・添付資料 2-14：令和 6 年度公共政策大学院授業評価
- ・添付資料 2-22：成績評価に対する異議申立件数
- ・添付資料 2-23：京都大学公共政策大学院リサーチ・ペーパー集 2024 年度版（当日閲覧資料）
- ・添付資料 2-24：令和 5 年度修了生 公共政策大学院ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果に関する修了時アンケート結果
- ・添付資料 2-25：令和 5 年度実施 京都大学公共政策大学院での学習の成果に関する修了生アンケート
- ・添付資料 2-26：令和 5 年度実施 学生満足度調査
- ・添付資料 2-28：令和 5 年度修了生 進路調査まとめ
- ・添付資料 4-7：公共政策大学院教育課程連携協議会規程
- ・添付資料 4-9：京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会次第 令和 4 年度
- ・添付資料 4-10：京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会次第 令和 5 年度
- ・添付資料 4-11：京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会次第 令和 6 年度
- ・令和 6 年度 公共政策セミナー等実施一覧

(<https://www.sg.kyoto-u.ac.jp/sg/education/kokyou-seminar/>)

・項目：学生の受け入れ

評価の視点	
2-16	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。

2-17	選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。
2-18	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

＜現状の説明＞

学生の受け入れ方針

本大学院では、公共政策分野における高度専門職業人を目指す大学学部卒業生（一般選抜）（資料 1-1）、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする者を対象とした職業人選抜（資料 1-2）、公共政策分野における高度専門職業人を目指す外国人を対象とした外国人特別選抜（外国人職業選抜を含む）（資料 1-3）という 3 種類の入学試験について、それぞれに教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）（資料 2-2）を定めている（評価の視点 2-16）。

適切・公正な入学者選抜の実施

アドミッション・ポリシーに基づいて、それに沿う選抜方法・手続を、教育部教授会において慎重に審議した上で決定している。具体的には、一般選抜では、専門的な学識を問う筆記試験及び口述試験、職業人選抜及び外国人特別選抜では専門的な学識を問う筆記試験及び出願時に提出させた自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行っている。

アドミッション・ポリシーと選抜方法・手続きは、学生募集要項に明記し、ホームページでも公表することによって、その周知を図っている。

本大学院では、公共政策大学院入学試験規程を制定しており（資料 2-15）、教授会の下に入試委員会を設置して（資料 2-16）、出題・採点委員の選出、試験問題の作成・管理等について厳正かつ適切に行い、試験の円滑な実施を図るとともに、多様かつ意欲的な人材を集めるように配慮することとしている。提出書類、筆答試験及び口述試験の成績等を総合的に判定して、入試委員会で合格者の原案を作成、教育部教授会における審議を経て、入学者を決定している。その際、筆記試験の成績に加えて、一般選別及び外国人特別選抜の場合には口述試験において確認した目的意識を勘案し、職業人選抜の場合には職業経験を勘案して、総合的に入学者を決定してきた。

入試科目等については、適宜検証と改善を行っている。例えば 2015 年度入試において、それ以前には受験者のほとんどいなかった一部の経済系科目を廃止するとともに、経済系科目を全体として整理した結果、経済系科目の受験者が増加しており、一定の成果が見られた。2021 年度入試においても、受験科目間のバランスをはかる観点から、科目内の出題分野数についての見直しを行っている。また、一般選抜と比較して志願者が少なくなる職業人

選抜については、優秀な職業人を多数確保すべく、行政機関や自治体等を訪問し、本大学院の教育方針・教育内容等について説明するとともに、優秀な職員の受験を認めるよう依頼を行っている。同じく 2021 年度入試より、口述試験はオンラインで実施することとし、遠方の受験者の便宜を図っている。

障がいのある者が入学試験を受験する場合については、一般選抜、職業人選抜、外国人特別選抜の募集要項（それぞれ 3～4 頁）に、出願期限までに要項に記載の連絡先まで問い合わせるよう注記している。

過去の出題について、英語科目を除いて、一般選抜の過去 3 年分をホームページ上で公表し、志願者の便宜を図っている。また、主な対象を一般選抜志願者と職業人選抜志願者に分けて、毎年複数回の入試説明会を実施している。とくに 2017 年以降は、京都大学内の学生を対象とした学内向け入試説明会も別途行うこととし、志願者の便宜を図っている。2024 年度は、学内向け入試説明会（6 月 20 日）、学外向け入試説明会（6 月 27 日）、職業人選抜向け入試説明会（10 月 26 日）、の 3 回の説明会を開催したが、このうち後二者については、遠方の参加者の便宜をはかるため、オンライン開催としている。各入試説明会では、学生募集の方針等を説明するとともに、質疑応答の時間を設けて個別の質問に対応している。教員による説明だけでなく、在学生による紹介の時間を設けている。本大学院の選抜方法や入学者に求める水準等を可能なかぎり明確に伝え、意欲ある志願者の確保に努めている。この結果、減少傾向にあった一般選抜の志願者数は、2025 年度入試では 100 名を超え、大きく回復するに至っている。（評価の視点 2-17）

入学定員管理

毎年の最終的な入学者数は、ほぼ入学定員数と等しいものとなっている。2006 年度～2024 年度入学に実施した入学試験の結果は、資料 2-27 に記載した表の通りである。

本大学院の入学者の定員管理については、毎年、教育部教授会で審議決定したものを大学全体でも確認することとされ、その収容定員についても 80 名と規定されている（京都大学通則第 35 条、別表第 2 項）。

長期履修者や標準年数を超えて在籍するいわゆる留年生の学生数は 5 名から 10 名程度であり、これらを合わせても在籍学生数が 80 名を大きく上回ることはない。収容定員の状況は、毎年度はじめに教授会において確認を行う。これに基づき、当該年度の入学者定員（一般選抜 30 名程度、職業人選抜 10 名程度、外国人特別選抜若干名）を必要があれば審議し、変更することとなるが、これまで実際に変更を行ったことはない。また、毎年度の文部科学省の実態調査などにも在学状況を報告しており、在籍学生数は、収容定員の 80%以上 120%未満を維持している（基礎要件データ表 8）。（評価の視点 2-18）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：京都大学公共政策大学院学生募集要項【一般選抜】令和 7（2025）年度
- ・添付資料 1-2：京都大学公共政策大学院学生募集要項【職業人選抜】令和 7（2025）年度
- ・添付資料 1-3：京都大学公共政策大学院外国人特別選抜募集要項 令和 7（2025）年度
- ・添付資料 1-4：京都大学公共政策大学院 2024 パンフレット
- ・添付資料 2-2：公共政策大学院における学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針
- ・添付資料 2-15：公共政策大学院入学試験規程
- ・添付資料 2-16：公共政策大学院諸委員会名簿
- ・添付資料 2-27：京都大学公共政策大学院入学試験結果概要
- ・京都大学通則

(https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000001.html)

・項目：学生支援

評価の視点	
2-19	適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。
2-20	適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。
2-21	適切な体制のもと、奨学金などの経済的支援及び各種ハラスメント対策に関する周知・相談・支援が行われていること。
2-22	適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の卒後活動、同窓会活動に対して必要な支援を行っていること。

＜現状の説明＞

進路選択・キャリア形成への支援

本大学院は、履修規程（資料 2-6）に定めるとおり、進路指導教員を学生個々に対して配置する（第 4 条 2）。進路指導教員は実務経験豊富な教員が務め、個別の面談を通じて学生と緊密に連絡をとりつつ、大学院修了後の進路選択と志望について、細やかな助言・指導を個別に行なっており、そのキャリア形成において重要な役割を果たしている。

進路指導教員の割り当てについては、学生の進路がある程度定まってきた段階で、その進路に近いキャリアを積んできた実務家教員が担当できるよう、入学後一定期間を経た 10 月に行なっていた。しかし、近年、就職活動の早期化が生じていることなどに合わせて、2023 年度からは、割り当てを 6 月までに行うよう前倒しした。

進路指導教員は、学生の志望や職業についての考え方を聞いた上で、適性や学生の強み・弱みなどを把握し、進路の方向性についての助言や指導を行うものである。また、必要に応じて全学のキャリアサポートセンターなどの紹介なども行なっている。

この結果、毎年、若干名を除いて次の進路が決まった状態で修了を迎えている。もちろん全員が希望した進路に進むわけではないが、多くの修了生が自分自身を見つめ直し、自分に合った進路を模索し、最終的に進路の選択を自ら行うことができている（資料 2-28）。（評価の視点 2-19）

多様な学生の学習支援

多様な背景を持つ学生が、学修に励むことを支援するため、各種制度を整備している。入試において一般選抜に加え、職業人選抜及び外国人特別選抜が設けられていることに加え、入学後も学生の多様かつ個別の事情に応じて適切な履修期間を選択し、単位を習得するための経路を設定している。すなわち本大学院の在学期間は2年を標準としているが、要件を満たせば、それより短期また長期の履修が可能となるよう配慮がなされている。

短期履修としては、本大学院に入学する前に、他の大学院において履修し修得した科目の単位について、教育部教授会の議を経て、24 単位を限度として本大学院において修得した単位と見なすことができるとの規程があり（第 11 条）、これに基づき職業人選抜により入学した者はすでに1年本大学院に在学した者として、在学期間を短縮することができる（1年履修特例。第 19 条）。

長期履修については、京都大学通則に基づき、有職者や出産・育児・介護等の必要がある者、身体等に障がいや有する者等については、標準修業年限を超えて履修・修了することができるよう「長期履修学生制度」を定めている（資料 2-17）。

2024 年度から法学研究科において公共政策大学院生も利用することのできる授乳室および女性用休憩室が設置された。育児と学修の両立を支援するなど、施設の面でも多様な学生の受け入れに資するよう整備を進めている。全学の男女共同参画推進センターが用意する「おむかえ保育」や「病児保育室」などのサービスも利用可能である。

留学生はその家族も含め、在留資格や住居、生活について京都大学の国際交流サービスオフィスによる情報提供などの支援を受けることができる。

障がいや有する学生は、履修等について京都大学の学生総合支援機構の障害学生支援部門による支援を利用することができる。この5年間では1名の学生について、支援部門の助言を得ながら、講義での要配慮事項を調整し、講義担当者等による対応を行ってきた。（評価の視点 2-20）

奨学金などの経済的支援

経済的事情による困難を抱える学生への支援としては、京都大学において利用可能な日本学生支援機構などによる奨学金や支援金等があり、さらに学内の選考に基づき、入学金や授業料の減免・徴収猶予を受けることができる。これらの経済的支援について公共政策大学院掛を通じて学生は相談することができる。

職業人学生に対しては、厚生労働省による教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）において全国の公共政策系専門職大学院として唯一対象講座として指定されており、修了後教育訓練経費の一部（受講費用の二分の一、年間 26.79 万円、修了後の雇用条件などによりさらに追加）が支給される。ほぼ隔年で 1～2 名の受給者がいる（資料 2-29）。

学生の学修上の個別的必要性に応じて経済的に支援する制度も整えてきた。2014 年度から TOEFL や TOEIC、また 2024 年度から IT パスポート試験について受験支援を行っており、年に一度受験料の全額を本大学院が負担している。さらにインターンシップについても、交通費の補助を行っており、学生が経済的事情によって参加を躊躇することのないよう配慮している（資料 2-30、2-31）。

また 2024 年度からは法政策共同研究センターと協力して、本大学院の学生が実施し、リサーチ・ペーパーあるいはターム・ペーパーとしてまとめる予定の研究に対して、交通費や調査費など研究にかかる経費を助成するプログラムを開始した（資料 2-32）。（評価の視点 2-21）

ハラスメント対策

京都大学では全学的にハラスメント問題に取り組んでいる。本大学院も京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程に基づき、これに適切に対応するための方針を定め、これらの問題に取り組む人権委員会およびハラスメント相談窓口を設置し、本大学院の相談窓口については京都大学のホームページに記載されている。また学生はさまざまな悩みについて、京都大学学生総合支援機構学生相談部門において、支援を受けることができる。ハラスメント問題について、学生に周知し啓発するために、履修指導に際しては特に注意を喚起し、関連するブックレット等の資料を配布するなど問題をめぐる理解の増進に努めている（資料 2-33）。（評価の視点 2-21）

課外活動や同窓会活動への支援

本大学院では、将来公共的課題に取り組む人材として成長する糧となることを期待し、学生による勉強会など自主的な課外活動に対して積極的な支援を行なっている。申請書に基づき、その必要性を踏まえて交通費や会議費、印刷費等各種経費について一定の年間上限額のもと補助を行い、その活動が円滑に実施されるよう支援している。

具体的な活動としては、政策形成や特定の政策分野に関する理解を深めるものとして「公共政策インゼミ実行委員会」「長浜まちづくり研究会」「安全保障フォーラム」「災害対策研究会」「主権者教育研究会」、英語運用能力の向上を目指すものとして「Corner Table」、公共政策大学院で学ぶ多様な学生の交流を図るものとして「公共政策大学院交流会」「ソーシャルキャピタル研究会」などがある。

「政策提言ゼミ」は公共政策をめぐって活発な議論を行うとともに、政策論文コンテスト

に積極的に応募し、2021 年から 2023 年まで「地方創生☆政策アイデアコンテスト」近畿経済産業局長賞、「大学生観光まちづくりコンテスト 2021」優秀賞、「第 6 回 KPMG 次世代小論文コンテスト」大賞、「第 34 回ヤンマー学生懸賞論文・作文」優秀賞など毎年実績を残している。また『公共空間』は学生によって企画から編集まで担われる雑誌であり、毎年発行され、すでに 20 巻を越えている。公共政策大学院交流会は、2023 年から「全国公共政策大学院交流会」を他大学の公共政策大学院生と協力して実現し、その後も継続的な開催を行なっている。

これらの活動において、教員が顧問的な役割を果たすことや、各種の事業に参加することもある。あくまで自主活動であることを重視し、それぞれのグループからの申し出に応じての関与であるが、例えば、「交流会」の毎回の開催に際して、教員が参加し、学生の研究報告に対するコメンテーターなどを担っている。

京都大学公共政策大学院の同窓会として「鴻鵠会」があり、2007 年の創設以来、会員相互の親睦を深めるとともに、研究活動の推進、公共政策大学院への支援等を行ってきた。また同窓会事業を担当する教員を置き、本大学院ホームページと同窓会のそれを相互リンクするなど、密接な連携の維持に努めるとともに、学生に対しても入学時の履修指導や修了懇親会において紹介している。

2024 年度には会則が改正され、本公共政策大学院との関係の一層の強化を図った。研究部長が副会長、同窓会事業担当教員が理事となる他、同窓会の事務局が本公共政策大学院の社会連携室に置かれることが定められている。これを受けて、同窓会の事業として開始された「修了生リレー講座」の実施に協力を行い、在学生と修了生のつながりを深める機会を提供している。社会連携室には、寄付金を利用して事務担当者の雇用をおこなっており、総会等各種事業の補助をおこなっている。（評価の視点 2-22）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-4：京都大学公共政策大学院パンフレット 2024
- ・添付資料 2-1：京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度
- ・添付資料 2-6：公共政策教育部履修規程
- ・添付資料 2-17：公共政策教育部長期履修学生制度に関する申し合わせ
- ・添付資料 2-28：令和 5 年度修了生 進路調査まとめ
- ・添付資料 2-29：教育訓練給付金（専門実践教育訓練給付）受給者数
- ・添付資料 2-30：公共政策大学院の学生を対象とした TOEFL, TOEIC の受験支援策について
- ・添付資料 2-31：公共政策大学院の学生を対象とした IT パスポート試験の受験支援策について
- ・添付資料 2-32：公共政策大学院における萌芽的・挑戦的な研究支援
- ・添付資料 2-33：履修指導における配付資料（「公共政策大学院の学生の皆さんへ」「京都

大学におけるハラスメントの防止と対応について」)

- ・キャリアサポートセンターホームページ

(<https://www.career.gakusei.kyoto-u.ac.jp/>)

- ・京都大学におけるハラスメントの防止と対応について

(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human-rights/harassment>)

- ・京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000993.html)

- ・京都大学学生総合支援機構規程

(https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00001484.html)

- ・京都大学学生総合支援機構学生相談部門ホームページ

(<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/ssc/>)

- ・京都大学学生総合支援機構障害学生支援部門ホームページ

(<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/drc/>)

- ・京都大学国際交流サービスオフィスホームページ (<https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/>)

- ・京都大学公共政策大学院ホームページ (<https://www.sg.kyoto-u.ac.jp/sg/>)

- ・京都大学公共政策大学院同窓会「鴻鵠会」ホームページ

(<https://www.kyoto.next-japan.net/>)

【大項目2の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

教育面での長所は3点ある。第一は、学位授与方針から教育課程の編成・実施の方針、そして具体的な科目の配置、学習成果を確認する仕組みまで、一貫した形で教育体系を作り出すことに成功していることである。公共部門に携わるリーダーシップを備えた人材を育てるという目標と、高い研究水準を活かして分析能力を磨くという目標の2つを明確に掲げ、それにそって科目を配置しており、そうした成果を、リサーチ・ペーパーなどで可視化された形で確認することもできている。

第二は、不断に科目の見直しを図り、教育体系を崩すことなく、新設科目を毎年追加するとともに、とりわけ統計分析を始めとするデータサイエンス関係の科目について拡充を行うことに成功している点である。

第三は、教育活動や学生の自主活動などに対して、金銭面や施設面でのサポートを十分に提供していることである。フィールド調査、ゲストスピーカー、リサーチ・ペーパー執筆の補助、自主活動への補助などに加え、教室や自習室の整備にも毎年度、細かく手を入れ続けてきた。予算の確保や配分に留意してきた結果、教育活動や学生の自主活動が活発に行われる状態を後押しできている。

教育面での問題点といたるところは、2点ある。第一は、教育体系を強く打ち出す形で

組み立てていることに対して、学生の中には不満もあることである。より自由な科目選択を行いたいといった希望、その上で修了要件、キャップ制、クラスター制といった枠組みが足かせとして機能しているという不満は、しばしば耳にするところである。

第二は、職業人が在職中に仕事を続けながら学習を行う上で便宜性の高い時間割等を提供することはできていない。長期履修制度等の枠組みは用意しているが、夜間開講などは行っておらず、土曜日開講の科目数にも限りがある。リスキリングの要求に十分に答えるものとはなっていない。

入試に関する長所は2点ある。第一に、多様な入学生の確保に成功している。一般選抜では、法学部・経済学部卒業生以外に、理学部・農学部・総合人間学部・医学部・教育学部卒業生など多様な学生が入学している。また、職業人選抜においても、中央官庁や地方自治体からのみならず、公共的な性格の強い他の分野からの職業人の入学も少なくない。外国人はアジア諸国出身者が中心であるが、欧米諸国出身者の入学者も若干名は存在する。適切な選抜を通じて入学者の多様性を高めながら、全体として一定数の志願者を確保できている。

第二に、近年出願者が減少する傾向にあった一般入試についても、2025年度入試では歯止めをかけることに成功した。一般選抜の定員30名に対して、かつては3倍以上の出願者があったものが、2019年度から2024年度にかけては、出願者が70人前後に留まるという状況が続いた。これに対して学部学生への広報などの対応を進めたことなどもあって、2025年度入試では100名以上の出願を確保できた。

問題点は一つある。外国人であっても一般選抜に出願するものが増えており、外国人特別選抜を別途設けていることの意味が希薄化している点である。その一部は、学部段階から日本に留学するものが増えていることによるものである。他方で、併願を認めておらず、時期的には一般選抜の方を早く実施していることから、一般選抜への出願を行うものも多いのではないかと見受けられる。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

教育面での三点の長所は、継続的に教育の体系を理解し、教育活動の現状を把握し、定期的に見直しを図り、その運営に必要なリソースの確保を行うことによって可能となっている。これらの長所をさらに伸ばすためには、今後は、カリキュラムの拡張期を終え、スクラップ・アンド・ビルドの必要が出てくることに留意が必要であると考えている。多様な科目が提供されることは悪いことではないが、新設科目数が廃止科目数を上回っており、クラスサイズなどにも留意しつつ、科目の統合や転換などを進める必要が出てくると思われる。こうした見直しは、通常のエデュケーションの運営と同時にすることは難しいので、これを専門的に担当するワーキング・グループの設置を検討していきたい。

教育面での改善すべき問題の第一は、学生からの履修に関する「足かせ」への不満である。こうした不満を学生の制度趣旨への理解不足などとしてしまうのではなく、理解してもら

うための教員側の努力が不足しているのではないかという自戒が必要であろう。こうした立場に立って、履修指導の内容の見直しなどを通じて、学生が制度の趣旨を十分に理解できるよう努めていく。また、学生の不満のもう一つの源泉は、技能・能力育成のための枠組みであるクラスター制が現在の状況に合わなくなっているところにもあるだろう。データサイエンス科目の充実など、技能・能力育成のための科目編成に実際に変化が生じており、このこととクラスター制との整合についても十分にとれているとはいえない。クラスター制のあり方については、今後に向けて検討が必要だと考えている。

第二の問題点である職業人学生の履修の難しさへの対処としては、夜間開講や土日の開講は今後とも容易ではないと見込まれるので、それ以外の時間割上の工夫を進める。基礎科目が同一時間帯に複数入らないようにすることなどを通じ、登校可能な曜日や時間帯が限られる場合でも、修了要件を満たしやすくなるよう努める。また、入学前段階での対応も重要だと考えている。すなわち、送り出し先となる地方自治体などに対して、できるだけ学業への専念ができる形での送り出しをしてもらうよう、働きかけを強めていく。

入試に関する改善について、長所において、2025年度は一般選抜の出願者が増えたことを述べたが、決して楽観視しているわけではなく、依然として改善が必要だと考えている。志願者減少は他の公共政策大学院も抱える問題であり、容易に解決可能な問題ではないだろう。新たな志願者の開拓をはかる努力が今後必要である。入試説明会についても、説明会への参加者はすでに受験をほぼ決めている者が多くを占めており、より潜在的な志願者を掘り起こすには、広報活動等をより充実させ、本大学院に対する関心を喚起してゆく必要がある。具体的には、ホームページの拡充や講演会等の企画等を進めていく。

外国人留学生の状況にも、依然として注視が必要である。一般選抜を受けること自体を否定する意図はないが、本大学院の教育目的に照らして、40名の入学定員の四分の三は日本の学部の卒業生を受け入れ、そこに職業人と留学生を加えることによる相乗効果を狙っていることから、そのバランスが崩れないように注視をつづける。

3 教員・教員組織

・項目：教員組織の編制方針

評価の視点	
3-1	教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。

<現状の説明>

教員組織の編制方針としては、2006 年 4 月の発足時より、第一に、研究者教員の数、研究・教育経験、専門について、法令上必要とされる人数（実務家教員と合わせ 10 名、かつ教授が 5 名）を十分に満たしつつ、学問分野として法学、政治学、経済学の三つの分野を中心とすること、第二に、実務家教員の数と実務経験について、やはり法令上求められる要件（おおむね 3 割以上、すなわち 3 名）を十分に満たしつつ、中央府省をはじめとする公的部門の種々の経験を有するものから構成されることを基本方針としてきた。

この方針に従い、2006 年の発足時点において、法学研究科から 6 名（うち法学を専門とするもの 2 名、政治学を専門とするもの 4 名）、経済学研究科から 2 名の研究者教員を配置換えした。また、実務家教員 4 名を、出身機関を配慮しつつ採用した。うち 2 名は、特別教授の形でいわゆるみなし専任教員として採用している。実務家教員については、1 期 3 年の任期制を導入し、更新を 2 回までのみ可能とすることで、実務から離れてあまりに時間の経過した者が教員となることを避けている。その後、現在に至るまで、この枠組みを継続し、継続的に維持してきた。

このような編制方針に沿った人事配置を実現できるよう、編制方針が反映されるような教員任用の手続きを明確に定めている。現在は、京都大学が全体として研究教育組織としての研究科・研究部と教員組織としての学域・学系を導入しており、法学、政治学の研究者教員、および実務家教員の教授 2 名については、法学系の所属となる。経済学の研究者教員 2 名は経済学系の所属となっている（資料：京都大学の組織に関する規程）。教員定員管理は学系の所管となっているので、法学系長および経済学系長との連携、協議により、現在は編制方針の維持を図っている。

任用手続き自体は、項目 3-5 で述べるので、編制方針に添った人事を担保する手続きのみ、こちらで述べる。具体的には、法学系との関係において、一つには、「法学系連絡調整会議」の設置により対応している。この会議は、「法学系の管理運営に関して、法学研究科及び公共政策連携研究部との連絡及び調整を行うことを目的とする」ものであり、研究部長（ないし公共政策連携研究部に配属される法学系教員）が会議の一員となることで、本公共政策大学院の編制方針への尊重を担保している（資料 3-8）。もう一つは、「法学系（大学院公共政策連携研究部）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規」（資料 3-2）において、調査委員 5 名の内、3 号委員として公共政策連携研究部長が推薦する者が委員となり、この 3 号委員も含めて選考委員会の委員長となることのできる

という規定が置かれている。これによって、実際には公共政策連携研究部の教員が選考委員長となる形で、編制方針の反映を行っている。（評価の視点 3-1）

<根拠資料>

- ・添付資料 3-2：法学系（大学院公共政策連携研究部）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規
- ・添付資料 3-8：法学系連絡調整会議に関する申し合わせ
- ・国立大学法人京都大学の組織に関する規程（https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000834.html）

・項目：教育にふさわしい教員の配置

評価の視点	
3-2	基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度な実務経験等を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置し、いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。
3-3	教育課程の中核をなす授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼担又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。
3-4	専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野特性を踏まえつつ多様性を考慮したものであること。

<現状の説明>

専任教員の配置

専任教員として、本大学院では、法令上、実務家教員を含めて 10 名の専任教員を配置する必要があるところ（基礎要件データ表 9）、研究者教員 8 名、実務家教員 4 名（うち、「みなし専任」の特別教授 2 名）の合計 12 名の専任教員を配置しており、基準を上回っている。また、これら 12 名の専任教員の内、11 名は教授であり、「専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること」という法令を遵守している（基礎要件データ表 10）。また、実務経験を有する教員の必要配置数は、本大学院の場合 3 名であるが、4 名（特別教授 2 名を含む）を配置しており、こちらも基準を上回っている（基礎要件データ表 11）。特別教授 2 名は、1 年につき 8 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育部教授会の構成員として教育課程の編成その他本大学院の運営について責任を担っており、「みなし専任教員」としての基準を満たしている（基礎要件データ表 12）。

本大学院の講座は、現在、法学研究科及び経済学研究科から配置換えとなった 8 名の研究

者教員を擁する公共政策第一講座、及び、実務経験を有し、3年の任期で採用された2名の教員を擁する公共政策第二講座から編成され、これに特別教授2名を加えた12名の教員によって、教育部教授会が構成されている（資料3-1）。これら12名の教員の内、11名は本大学院の専任教員であって他の研究科を兼担しておらず、法令を遵守している。また、1名は経済学研究科との兼担となっている。上述の通り、京都大学では、研究組織として学域・学系を導入しているが、その上で教育担当を明確化するため、～学系（～研究科）といった形で、括弧書きにて教育担当を示している。ここでいう専任、すなわち兼担をしていないことが意味するのは、教育担当について、法学系（公共政策連携研究部）および経済学系（公共政策連携研究部）とされていることを指し、前者が8名、後者が1名となる。兼担となっている1名は経済学系（経済学研究科）であり、公共政策連携研究部を併任している。その上で、研究者教員については、本大学院とは異なる教育段階、すなわち学部については、兼務を行なっている。したがって、基礎要件データ表15に示すよう、6名は法学部・2名は経済学部との兼務を行なっている。

研究者教員は、いずれも学域・学系会議において「担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えている」と評価されたうえ採用された教員である。それぞれの分野で着実に研究成果を積み重ねている研究者であることは、研究業績に明確に示されている（資料3-5）。

実務経験を有する教員の人事については、公共的部門における高度専門職業人の育成という本大学院の設置目的にそって、中央省庁、地方自治体、または日本銀行において5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する者の中から、人事委員会において科目適合性等を考慮して慎重に人選した後、学域・学系会議、または人事教授会において審議・決定しており、十二分に高度の実務能力を有していると判断できる（基礎要件データ表13、資料3-2, 3-3）。

研究者教員の専門は、行政学、国際政治、政治思想史、比較政治学、商法、国際法、厚生経済学、マーケットデザイン・メカニズムデザインである。実務家教員は、日本銀行、人事院、国土交通省、総務省で長らく勤務してきた経験を有しており、日本の金融、人事行政論、交通・観光政策、地方自治法制を主たる専門としている（資料3-6）。これにより、法学、政治学、経済学の各分野において、理論的な教育を行うとともに、実務の実状を踏まえて、現実的な課題に取り組む実践的な教育を行う体制が整っている。（評価の視点3-2）

中核的科目に対する教員配置

教育課程の中核をなす授業科目については、専任の教員が担当するように努めている。中核的な授業科目として、それぞれの学問の入口として多くの学生が初年次に受講する基本科目、実務の具体的事案を掘り下げて検討していく事例研究科目、出口に向けて2年後期に2年間の学習の集大成として執筆するリサーチ・ペーパーの指導を行う政策課題研究の三つ

を具体的に取り上げておくと、2024 年度の状況は以下ようになる。

まず、基本科目 13 科目の内、「公共政策論 B」、「現代規範理論」、「行政システム」、「ミクロ経済学」、「マクロ経済学」、「中央銀行と金融市場」、「経済政策」の 7 科目については、専任教員が担当している。次に、事例研究科目 13 科目の内、「CS 金融・政策分析」、「CS 日本経済分析」、「CS 国と地方の関係」、「CS 地方行政の最前線」、「CS 人事政策分析」、「CS 現代政策と公共哲学」、「CS 地域公共交通政策」、「CS 観光政策」の 8 科目については、専任の実務家教員が担当を行っている。最後に、政策課題研究の担当者は 3 名配置されているが、3 名いずれもが専任の研究者教員である。このように、中核的な科目については、専任教員が過半からすべての担当を行うこととしている。これ以外にも、専門基礎科目においては、12 科目中 5 科目、実践科目については 12 科目中 2 科目が専任教員によって開講されている。裏返していうならば、非常に多くの科目が提供される展開科目を除いて、専任教員による講義が一定の割合を占めているといえる（資料 3-6）。

これらの中核的な科目に専任教員を充てることができない場合には、毎年の科目編成と担当教員の割り当て作業の中で、教務委員会、さらには教育部教授会において、慎重な検討を加えている。まずは兼任教員として法学研究科あるいは経済学研究科の中から適切な担当者を探すこととし、それも難しい場合には、学内外の非常勤講師を探すこととしている。教務委員会には、各学問分野および研究者教員と実務家教員がいずれも含まれるように編成しており、これらの検討を適切に行えるよう配慮している。学外非常勤講師の任用に際しては、すべての候補者について、人事教授会に附議を行い、その承認を必要とする手続きが整備されている。（評価の視点 3-3）

年齢構成・多様性

現在の専任教員の年齢構成は、基礎要件データ表 14 に示されるよう、60 歳代が 5 名、50 歳代が 5 名、40 歳代が 1 名、30 歳代が 1 名となっている。研究・教育の経験、あるいは実務の経験を備えた教員を配置する必要、全体の過半を教授とすることの必要からすると、年齢構成の分布がこのような形をとることは、ある程度不可避といえる。60 歳代と 50 歳代の人数はほぼ同じであり、「特定の範囲の年齢に著しく偏っていない」とはいえるだろう。

しかしそうは言っても、49 歳以下の教員が 2 名であることなど、年齢構成にやや偏りが発生していることは認めざるを得ない。このような状態となっている原因は、次の二点である。第一に、実務家教員については、中央府省をはじめとする公的部門からの転籍によって人材を確保しているところ、人手不足の深刻化などもあり、組織運営の第一線で中心となっていく 30 歳代、40 歳代のいわゆる働き盛りの人材を送り出してもらうことが極めて難しくなっている。第二に、研究者教員についても、研究者養成全体が先細りつつあることを反映して高齢化が進みつつあり、全体的な年齢分布が 50 歳代をピークとするようになっていることの影響を受けるようになっている。

対応策としては、実務家教員については相手側のあることで変更は容易ではないと思われるので、研究者教員による対応を考えている。法学研究科および経済学研究科との間で教員の配置転換を行うことで専任教員を確保する際、年齢構成についてのバランスを考慮するように進めていくように転換を図る。

他方で、年齢構成だけが教員の多様性を構成する要素ではないのであって、もう一つの側面として性別の観点では、女性の専任教員は2019年4月より1名、2024年4月より2名と着実に増加している。実務家教員の職業経験については、公務での経験を中心とした上で、いわゆる経済官庁、制度官庁、政策官庁など様々な特徴を持った組織での経験を持ったものから構成されている。国際経験についても、研究者教員はもちろんのこと、実務家教員の多くも海外での大学院での留学経験を有しており、留学先も、英米独仏などに広く及んでいる。さらに実務家教員の中には在外公館や国際機関など海外勤務の経験者も多い。（評価の視点3-4）

＜根拠資料＞

- ・添付資料 3-1：京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程
- ・添付資料 3-2：法学系（大学院公共政策連携研究部）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規
- ・添付資料 3-3：公共政策大学院特別教授及び特別准教授の選考に関する内規
- ・添付資料 3-5：教育研究業績一覧
- ・添付資料 3-6：専任教員個別表

・項目：教員の募集・任免・昇格

評価の視点	
3-5	教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。

＜現状の説明＞

教員の募集、任免、昇格について必要な手続きは以下のようなになる。研究者教員については、法学系および経済学系の中での配置換えによるのでその手続が、実務家教員のうち教授及び准教授については、法学系における採用候補者の選定の手続が、そして実務家教員のうち特別教授及び特別准教授については、本公共政策大学院による採用となるのでその選定の手続が、それぞれ必要となる。このいずれにおいても、意思決定の主体となるのは、本公共政策大学院の人事教授会である。

研究者教員については、法学系および経済学系に対する配置換えの要請を行うことにつ

いて、人事教授会において決定する。法学系および経済学系では、それぞれの学系会議規程において、教員の研究科等への配置に関する事項が審議事項として定められている。法学系の場合、「法学系連絡調整会議」（資料 3-8）が設置されており、これにより本公共政策大学院の意向に沿った教員配置を実現することができる。

実務家教員に関しては、「法学系（大学院公共政策連携研究部）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規」（資料 3-2）、「公共政策大学院特別教授及び特別准教授の選考に関する内規」（資料 3-3）に基づき、教育目的に沿った人材を確保するとともに、最新の知識を教授することが可能になるように、任期制を採用している。任用の手続きは、教授および准教授については、法学系に 5 名の選考調査委員会が設置され、それに基づき、法学系会議での投票により決定を行う。特別教授および特別准教授については、人事教授会において選考委員を選定し、委員会の審査結果を踏まえて、人事教授会での投票により決定が行われる。

選考基準については、「法学系教員選考基準」（資料 3-7）において「公共政策第二講座の教授、准教授及び講師は、公共政策の実務及び理論について優れた能力を有し、かつ、大学院公共政策教育部の教育目的を達成するために特に必要と認められる者から選考する」（第 3 条）ことが定められているほか、「京都大学男女共同参画推進アクションプランに則り、ジェンダー平等の促進に留意して行うものとする」（第 4 条）といった条件も明記されている。

なお、研究者教員の昇格については、それぞれの学系において手続きが行われ、実務家教員については、3 年の任期中に昇格を行うことを予定していないことから、任用時の手続きのみを本公共政策大学院としては定めれば足りる。

降格や罷免については、大学として、教職員就業規則、教職員懲戒規程を定めており、そこに定められた条件に該当することがあれば、その手続きに沿って対処がなされることとなる（適用事例はこれまでない）。毎年の昇給などの評価については、教員評価の実施に関する規程の基準に従い、部局業績評価委員会が実施を行っている。（評価の視点 3-5）

<根拠資料>

- ・添付資料 3-2：法学系（大学院公共政策連携研究部）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規
- ・添付資料 3-3：公共政策大学院特別教授及び特別准教授の選考に関する内規
- ・添付資料 3-7：法学系教員選考基準
- ・添付資料 3-8：法学系連絡調整会議に関する申し合わせ
- ・京都大学における教員評価の実施に関する規程
(https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00001199.html)
- ・国立大学法人京都大学教職員就業規則

(https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000901.html)

・国立大学法人京都大学教職員懲戒規程

(https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000917.html)

・項目：教員の資質向上等

評価の視点	
3-6	専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、理論と実務の架橋の質向上にも留意し、実務家教員のみならず研究者教員の実務に関する知見の充実や、実務家教員の教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に特に努めていること。
3-7	当該専門職大学院の教育に資するため、研究者教員にあっては専門分野の学術的研究に取り組み、実務家教員にあっては公共政策の実務に関する知見の充実及び刷新を図れるよう促すこと。
3-8	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。

<現状の説明>

組織的な研修

本大学院は、専任教員の資質向上にかかる組織的な取り組みに責任を持つ組織として FD 委員会を設置し、FD 委員会幹事が研究部長と連携しながら、FD 活動を実施している（資料 2-12）。

定期的実施しているものとしては、毎学期終了時に、学生からの授業評価アンケート結果に基づく FD 会議を実施している（資料 3-4）。授業評価アンケートに対して教員からのコメントを事前に求め、それを取りまとめた FD 会議の資料としており、カリキュラムや教育改善のために活用している（資料 2-14）。また、採用時の面談において、新任教員に教育上の具体的アドバイスを行うことにしているほか、大学本部にて毎年実施している常勤の新任教員を対象（実務家教員も含む）とした教育研修を活用するよう促している。

加えて、テーマを定めて単発で行う研修会の企画や、全学主催の FD 関係企画への参加を通じて、専任教員の資質向上に努めている。毎年開催されている、全学主催の教育シンポジウムに関係教員が参加しており、そこでの検討内容を教授会で報告し、教員間での情報共有を図っている。たとえば、2023 年度は生成 AI への教育への利用、2024 年は全学の教育改革の動きがテーマであり、時宜を得たテーマについて検討を行うことができた。

実務家教員の教育については、特に実務教育助言委員会を設置し、実務家教員からの教育上の課題や問題点の指摘に対して応えるとともに、実務家教員による教育業務について本大学院として求めるところを伝え、意見交換を行う場としている。

2024 年度より、従来、各教員が個人の尽力で行っていた、学外専門家を招聘する小規模

な研究会につき、「公共政策セミナー」として開催することで、組織として支援することとした(資料：公共政策セミナー等実施一覧)。現役の実務家に、現在の業務で直面する政策課題などを話してもらい、ディスカッションを通じて検討を行うことにより、研究者教員が実務についての知見を充実させる場となっている。(評価の視点 3-6)

研究者教員の研究と実務家教員の実務の知見の充実

本大学院における教員は、いずれも、学術または実務における第一線で活躍する者であり、組織として学術的研究活動や実務経験の取り組みを促すまでもなく、各自において、これらに精力的に取り組んでいる。専任教員については、その状況は後述の研究教育活動データベースで明らかにされている(資料 3-5)。

小規模な組織であることの利点として、研究者教員と実務家教員の間のインフォーマルな交流も盛んであるが、各教員が、それぞれの人的ネットワークを生かして講演会等を企画し、他の教員にも参加を促すことを通じて、理論と実務の架橋にかかる質の向上が図られている。

「公共政策セミナー」は実務家教員にとっても、現在の政府や自治体などが抱える進行形の政策課題についての知見を得る場となっている。また、実務家教員の全員が法政策共同研究センターに所属し、その中の政策実務教育支援セクションに配置されている。ここには法曹など隣接領域の実務家も所属しており、そこでの交流を通じて知見の充実を図ることができるほか、法政実務セミナーが開催されており、実務家教員による報告と意見交換の場となっている。(評価の視点 3-6、3-7)

教員の評価

京都大学においては、「研究教育活動データベース」において、教員の研究、教育、大学運営における活動状況を学内外に公表している(資料 3-5)。同データベースは、researchmapと連携しており、後者において、学外活動・社会貢献の状況にかかる情報も公開される。これらを通じて、本大学院の専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等の状況は明らかにされており、後述の教員評価の資料にもなっている。また、専任教員の教育、研究、社会貢献・組織内貢献について、教授会の場においても、関連議事の際して公開され、それぞれの貢献度に過度の偏りが起こらないように研究部長を中心に配慮している。

京都大学では、学校教育法第 109 条第 11 項の規定に基づき、教育研究活動の一層の進展に資するため実施する点検・評価のうち、教員活動に関する点検・評価(「教員評価」)を 3 年ごとに、実施している(資料 3-9)。

教員評価の対象となる活動は、教育、研究、教育研究支援、組織運営、学外活動・社会貢献となっている。専門職大学院としての性格から、教育と組織内貢献を比較的重視している。

なお、「教員の勤勉手当にかかる評価」については、2021 年度以降、研究部長、副部長などからなる部局業績評価委員会によって行うこととして、評価の客観性、透明性を高めることとした。（評価の視点 3-8）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-12：委員会に関する申し合わせ
- ・添付資料 3-4：令和 6 年度 FD 会議議事録（当日閲覧資料）
- ・添付資料 3-5：教育研究業績一覧
- ・添付資料 2-14：令和 6 年度 公共政策大学院授業評価
- ・添付資料 3-9：第 6 回教員評価 自己評価書の作成について
- ・令和 6 年度公共政策セミナー等実施一覧

(<https://www.sg.kyoto-u.ac.jp/sg/education/kokyou-seminar/>)

・項目：教育研究条件・環境及び人的支援

評価の視点	
3-9	専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）、及び人的支援（TA 等）を行っていること。

<現状の説明>

本大学院の専任教員のうち研究者教員は、公共政策大学院のみならず、法学研究科・経済学研究科、法科大学院、法学部・経済学部、その他全学共通科目等においても授業を担当している。専任教員として、公共政策大学院の教育には特段の責任を有するのは勿論だとしても、授業準備や研究活動が困難になるほど時間的に過度の負担が生じないように、授業担当は標準的に 1 年につき前期・後期各 1 科目の 2 科目 4 単位とし、決定している。なお、実務家教員の標準的な授業負担は、4 科目（前期・後期各 2 科目）8 単位である。

研究専念期間については、研究者教員については法学系および経済学系の中での配置換えが行われることから、法学系および経済学系において、研究専念期間を与えることとしている。たとえば法学系の場合、10 年ごとに半年ないし 1 年の特別研究期間が保証されている（資料 3-10）。実務家教員については、任期の期限があることから、研究専念期間の設定は行っていない。

個人に割り当てられる研究費については、法学研究科および経済学研究科から配置された教員にとって、出身部局のそれと比較して劣後することのないよう、同等の水準で支給している（資料 3-11）。さらに、実務家教員については、法政策共同研究センターの協力教員として、同センターより研究費の配分を受けている。

研究室については、研究者教員・実務家教員ともに、個別の研究室が与えられており、専任教員が教育研究活動を行う上で必要な設備は整えられている。また、研究環境に類するものとして、研究に関わるルールの整備も行なっている。昨今の研究データの適正な管理と公開の要請が高まっていることに対応するため、2022 年に「研究データ管理・公開に関する実施方針」を策定し、適切なデータの取り扱いの基準を定め、研究活動の透明性を向上させることを図った（資料 3-12）。

授業にさいして、きめ細やかな指導や円滑な運営の補助のために人的な補助が不可欠と考えられるものには、ティーチングアシスタント（「政策分析の量的方法（基礎）」やオフィスアシスタント（「メディアポリティックス」）を配置するなど教育上の支援を行っている。2024 年には、一定の質を備えたティーチングアシスタントを確保するために、ティーチングアシスタントに関する内規を整備し、十分な配置が行えるよう努めている。（資料 3-13、）（評価の視点 3-9）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度
- ・添付資料 3-10：法学系（大学院法学研究科）の教授及び准教授の特別研究期間に関する内規
- ・添付資料 3-11：決算報告書 令和 5 年度（当日閲覧資料）
- ・添付資料 3-12：公共政策連携研究部及び公共政策教育部における研究データ管理・公開に関する実施方針
- ・添付資料 3-13：公共政策大学院におけるティーチング・アシスタントについて
- ・添付資料 3-14：令和 6 年度 TA・OA 雇用申請書（当日閲覧資料）

【大項目 3 の現状に対する点検・評価】

（1）長所と問題点

長所として、教員組織の大きな構成を変化させることなく、創設以来の 18 年間、安定的に教育の提供を行ってきたことがあげられる。法学研究科と経済学研究科からの配置換えを中心とする連携研究部という、ともすれば不安定化しがちな組織であるが、両研究科との協力体制を維持し、教員の欠員などを生じさせることなく、12 名の専任教員の体制を維持することができている。また、実務家教員についても、その採用は容易ではないが、交代時期を見据えて早めに関係機関に働きかけを行うといった努力の結果、現在まで継続的な確保が行えている。

問題点としては、一つは年齢構成が 50 代および 60 代がほとんどを占める形になっており、若干バランスを取り直す必要があること、もう一つには、実務家教員の確保はこれまでのところ、結果的には問題なく行われているものの、そのためには相当の苦労を重ねており、

中央府省の人員不足が強まる中で、これからも安定的に維持することは困難になる可能性が高い。

（２）長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

長所としての安定的な教員の構成の維持について、現在、懸念となっているのが、大学全体の組織再編の影響である。国際卓越研究大学への申請に向けて、教員組織を学問的なディシプリンを基礎とするデパートメントに移行し、学部、大学院といった教育組織との結びつきを再構築する構想が示されている。こうした動きにおいて、実務家教員に適切な配置が与えられるかという点や、教育カリキュラム上の要請に十分応えられるだけの教員を確保できるかという点において懸念が生じる。公共政策大学院をはじめとする専門職大学院制度の特殊性を踏まえた制度設計が可能となるよう、働きかけを行っているところである。

教員編制の方針について大きくは見直す必要はないが、たとえば実務家教員の出身などについては、学生の進路先なども踏まえつつ、そのあり方を見直す必要は出てくるだろう。教員の入れ替わりが、研究者教員も含めて、比較的頻繁に生じるだけに、大きな方針を崩すことなく、確実な教員の確保が必要である。

FDをはじめとする教員の資質向上については、新たに公共政策セミナーを開催するなど、その機会を提供する枠組みについては、近年、整備を進めた。今後は、そうしたセミナーでの知見をFD会議で共有化するなど、より一層、具体的な中身について充実していくことが必要であろう。これも終わりのない課題であり、継続的な改善が必要な領域であると認識している。

4 専門職大学院の運営と改善・向上

・項目：専門職大学院の運営

評価の視点	
4-1	当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。
4-2	教育の企画・設計等における責任体制が明確であること。
4-3	教育内容、教員人事等で関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等がなされていること。

<現状の説明>

運営組織体制

本公共政策大学院における組織については、「京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程」（資料 3-1）によって、研究部長・教育部長、副研究部長の任期と職務を定めている。また、研究部教授会、および教育部教授会の設置を定め、審議内容について示している。さらに、連携研究部教授会および教育部教授会それぞれの教授会規程を定めており、そこでは、教授会の構成員、審議事項、議事手続き、決定の要件を示している（資料 4-1、4-2）。

研究部長・教育部長は、「公共政策連携研究部長選出手続きに関する内規」（資料 4-3）にしたがい、人事教授会によって選出される。研究部長・教育部長は、校務をつかさどり、教授会の招集、議長を務める。

教授会は 8 月を除き毎月一回ないし二回、開催されており、規程に基づき審議事項の審議・決定を行うほか、種々の報告を通じて、委員会の活動状況や、大学全体の動向、また学生の状況などについて教員間で情報共有を行い、意見交換を行う機会ともなっている。また、コロナ禍において、オンラインでの教授会開催を行う場合の手続きについて整備を行なった。今後も、感染症の拡大や災害の発生などの可能性はあることから、組織運営の継続性を高めるために、改めて規程を制定している（資料 4-15、4-16）。

教授会の下には委員会を置く。委員会の構成については、「委員会に関する申し合わせ」（資料 2-12）により定められている。研究部教授会には、人事委員会、評価委員会、広報委員会、企画・財務委員会、施設・設備委員会、制度委員会、図書委員会、男女共同参画委員会、人権委員会、部局情報公開実施委員会、部局業績評価委員会、兼業・兼職審査委員会がおかれている。教育部教授会には、教務委員会、入試委員会、インターンシップ等実施委員会、FD 委員会、実務教育助言委員会がおかれている。委員会の委員は、専任教員によって分担されており、その構成は、委員会の目的を満たすよう慎重に検討の上、研究部長が提案し、教授会での決定を行っている。

委員会は教授会での決定方針に従って、実際の組織運営を担っている。研究部長・教育部長が適宜、委員会の主任や委員にも入っており、全体の掌握や調整を担っている。こうした

体制により、分業をうまく生かしつつ、全体的な情報共有も両立させる形で、運営を行っている（資料 2-16）。

事務組織としては、法学研究科事務部に公共政策大学院掛が置かれており、掛長、主任、派遣職員の計 3 名が配置されている。公共政策大学院掛は、学生教務や教授会、委員会の運営の事務局機能を果たしている。この他、法学研究科総務掛や文系共通事務部によって、教員の研究・教育活動の支援も行われており、事務組織の体制も、公共政策大学院の研究・教育が十分に進められるよう整えられている。（評価の視点 4-1）

教育に関する責任体制

教育の企画、設計についての所管は、教務委員会である。「委員会に関する申合せ」（資料 2-12）において、教務委員会がつかさどる事項は、「(1) カリキュラム、成績の認定、履修指導等の教務に関する事項を調査し、審議すること(2) 学生の福利及び厚生に関すること」と定められており、これにしたがって、カリキュラムや科目担当者は教務委員会が原案を作成し、教育部教授会の議を経て決定することとなっている。

加えて、教育の中でも、実務家教員に関する教育の企画や設計については、実務教育助言委員会が所管する。こちらは「委員会に関する申し合わせ」において、「(1) 実務的科目に関する開講科目の選択に関すること (2) 公共精神・倫理観の涵養のための方策に関すること (3) その他教育方法の改善のための施策に関すること」をつかさどることが定められている。

教務委員会には、教務主任の下、法学、政治学、経済学の研究者教員が少なくとも 1 名ずつ、また、実務家教員も少なくとも 1 名が含まれるよう、委員の割り当てを行っている（資料 2-16）。実務教育助言委員会については、研究部長・教育部長が主任を務め、すべての実務家教員に加え、教務主任が委員となっている。こうした委員の構成によって、本公共政策大学院が担う教育について、多面的な視点から、企画、設計を行える体制を整えている。（評価の視点 4-2）

関係する学部・研究科との連携

本公共政策大学院と密接な関係にある法学研究科および経済学研究科とは、次の形で、情報の共有や協力関係の維持に努めている。第一に、連携研究部教授会の構成員として、法学研究科と経済学研究科の研究科長、ならびに、法学研究科は 2 名、経済学研究科は 1 名の教授・准教授（実際の運用としては、どちらも副研究科長が入った上で、法学研究科はさらにもう 1 名の教授・准教授）の参画を得ている。これにより、本公共政策大学院における重要な決定において、それぞれの研究科の意思が反映されるように努めている（資料 4-1）。

第二に、項目 3-5 でも述べたところだが、法学系における教員人事において、本公共政策大学院の研究部長・教育部長が意見を述べるができるよう、規程が整備されている。加えて、法学系との間では連絡調整会議が設けられており、密接な調整が可能な仕組みが用意

されている（資料 4-4）。

第三に、本公共政策大学院の科目の一部を法学研究科法政理論専攻、法曹養成専攻（いわゆる法科大学院）、経営管理大学院へも提供し、それらの大学院生の受講を可能とするとともに、逆にこれら三つの大学院科目の一部を本公共政策大学院の科目とする形を取っている（資料 2-1）。これらは、それぞれの教務委員会での調整によって実現しているものであり、毎年の科目編成において、相互の調整を行っている。（評価の視点 4-3）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 令和 6 年度
- ・添付資料 2-12：委員会に関する申し合わせ
- ・添付資料 2-16：公共政策大学院諸委員会名簿
- ・添付資料 3-1：京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程
- ・添付資料 4-1：公共政策連携研究部教授会規程
- ・添付資料 4-2：公共政策教育部教授会規程
- ・添付資料 4-3：公共政策連携研究部長選出手続に関する内規
- ・添付資料 4-4：法学系連絡調整会議に関する申し合わせ
- ・添付資料 4-15：公共政策連携研究部教授会の運営に関する申し合わせ
- ・添付資料 4-16：公共政策教育部教授会の運営に関する申し合わせ

・項目：自己点検・評価と改善活動

評価の視点	
4-4	自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。
4-5	外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。

<現状の説明>

自己点検・評価

自己点検・評価のための手続きと体制としては、まず、全学的に、京都大学大学評価委員会規程（資料）において、部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会を置くことを求めている（第 7 条）。これを受けて本大学院では、開設以来、自己点検・評価と認証評価に関わる事項を所掌する「評価委員会」（2018 年度の改組以前は「評価・広報委員会」）を設置してきた（資料 2-12）。

連携研究部長・教育部長の指揮のもと、評価委員会が中心に、全ての教員の参加により、

2年ごとの自己点検・評価を行なっている。前回の認証評価後に実施した自己点検・評価に基づく『自己点検・評価報告書』については、2018・2019年度分を2021年3月に第7号として、2020・2021年度分を2023年3月に第8号として、それぞれ刊行した(資料4-5、4-6)。

刊行した自己点検・評価報告書は、本大学院の非常勤講師を含めた全構成員に配付してその結果を学内に周知し、教育研究活動等の改善・向上に結びつけることを促している。また、自己点検・評価報告書を本大学院の公式ウェブサイト上に掲載し、点検・評価結果に対して学外からの評価を受ける前提を確保している。さらに、評価委員会および教授会構成員からなるFD会議において、教育課程連携協議会による協議(後述)、学生の授業評価の基本方針と結果の検討、中期目標・中期計画の作成と年度毎の点検及び報告と併せて、自己点検・評価報告の結果についても検討し、教育研究活動等の改善・向上を図る仕組みを整備し、毎年FD会議の場において教員全員で議論し、必要な改善策を講じている。

こうした自己点検・評価活動による改善の具体例として、今回の認証評価に向けての自己点検・評価において認識された問題への対応をあげておく。いずれも既述のもので詳細はそちらに譲るが、例えば「公共政策大学院における人を対象とする研究倫理審査について」や「公共政策大学院におけるティーチング・アシスタントについて」は、点検・評価活動の中で、明確な制度化の必要性の認識に至り、2024年度中の対応を行なったものである。

本大学院において作成する『自己点検・評価報告書』では、認証評価が求める評価の他に、教育活動、研究業績、組織運営への寄与、学外・社会貢献を含む教員の研究活動について公表している。前述のとおり、本大学院の固有の目的には、最高水準の研究実績に裏打ちされた実務的教育の実践による原理的知識と実践的知識の真の融合、それを通した公共的な見地から考えようとする幅広い視野と倫理感の養成という特色がある。上記の『自己点検・評価報告書』における本大学院特有の点検項目とその結果の記載及び社会に対する公表は、この本大学院の特色ある固有の目的を実現するための前提を確保し、またその目的の達成度を確認するためのものであるという特色がある。(評価の視点4-4)

外部からの指摘への対応

外部からの指摘としては、大きく二つある。一つは教育課程連携協議会における指摘である。もう一つは、認証評価における指摘である。指摘については一つ一つに対して見直し方針を検討し、そこで定めた内容に沿って対応を進めている。前者については、視点4-6で扱うので、ここでは認証評価における指摘について扱う。

2020年度に受審した大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価においては、公共政策系専門職大学院基準に適合しているとの認定を得たが、三点の検討課題の指摘を受けた。これに対しては早急に対応することとし、2021年に改善内容を「改善報告書」として大学基準協会に提出した。さらに大学基準協会と意見交換を行い、改善計画を確認した。

三点の検討課題とは、第一に、グローバル人材養成のあり方についての周知の必要性であり、この点については、毎年の入学説明会などでも説明を加えるようにし、本公共政策大学院が英語による授業もあるものの、基本的には日本語を用いつつ、国際的な課題や国際情勢についての理解を深めることに重点をおいていることが明確に伝わるように努めてきた。

第二は、シラバスの記載の一層の充実である。こちらについては、毎年の点検作業を通じ、継続的に記載内容の精粗の科目による違いを小さくするよう努めてきた。また、第一の点は、修了者アンケートにおいて本公共政策大学院において身につけたこととしての、国際的な知識等に関する質問、第二の点については、授業評価アンケートにおけるシラバスの利用の程度や内容についての質問を通じて、改善状況の確認を行ってきた。

最後に第三の点は、受験者数確保である。これについては、入試説明会の改善や近隣自治体への働きかけ、公共政策大学院でのセミナー等を学部生にも開放するなどの試みを通じ、改善を図ってきた。この結果、2025 年度入試においては、大きく受験者数の回復を達成した。

なお、認証評価の受審結果については、評価結果だけではなく、点検・評価報告書、提出資料一覧も併せて、公式ウェブサイトへ全文掲載を行い、広く公表している。これもまた、外部からの評価に身を晒し、自らのあり方を顧み、組織の自己革新を怠らないことへのコミットメントの現れである。（評価の視点 4-5）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-12：委員会に関する申し合わせ
- ・添付資料 4-5：京都大学公共政策大学院 自己点検・評価報告書第 7 号（2021 年 3 月）
- ・添付資料 4-6：京都大学公共政策大学院 自己点検・評価報告書第 8 号（2023 年 3 月）
- ・京都大学大学評価委員会規程
(https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000007.html)

・項目：社会との関係・情報公開

評価の視点	
4-6	教育課程連携協議会を活用するなど、社会の意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。
4-7	当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会の理解形成に向けて取り組んでいること。
4-8	民間企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認が適正な手続きでなされ、また資金の授受・管理等が適切に行われていること。

4-9 各公共政策系専門職大学院の使命及び固有の目的を踏まえた社会貢献活動を行っていること。

<現状の説明>

教育課程連携協議会の活用

本公共政策大学院では、従来設置していた外部評価委員会（2009年度～17年度）および教育課程評価委員会（2018年度～21年度；資料4-8）を改組する形で、教育課程連携協議会を2022年度より設置しており、毎年度、協議会を開催している（資料4-7）。構成員は、基礎要件データ表16にあるとおりであり、本公共政策大学院側からは4名（研究部長・教育部長、副研究部長、教務主任、入試主任）、外部からは5名の委員の参画を得ている。外部からの委員はそれぞれ、厚生労働省、大阪市と大学、経済産業省、報道機関と大学、財務省での勤務経験を有している。本学の出身者が多いがそうでない委員もあり、また、文系学部卒業者が多いが理系出身の委員もいる。また、中には、勤務先からの派遣・研修として大学院に在籍した経験がある委員も複数おり、社会の多様な視点、考え方、情報の提供を受けることができる委員構成となっている。

毎年度の開催であるが、遠隔地の委員も多いことから、隔年でオンライン会議による開催と、大学現地での開催を繰り返す形式をとっている（資料4-9、4-10、4-11）。オンライン会議の年度においては、入試の状況や、学生の履修状況、修了後の進路など、数量的なデータとして資料の形での把握が可能なものを中心に、本公共政策大学院の現状を説明し、それに対して、中央府省、企業、自治体の動向や状況を踏まえた対応策の提言を受け、改善策の検討を行う機会としている。現地開催の年度においては、実際に講義のいくつかを参観してもらうことや、学生の代表数名と懇談してもらい学生の実態を把握してもらい、その上で課題についての指摘や対応策の提言を受ける機会としている。

協議会は録音・文字起こしを行い、教授会での報告の他、専任教員全員に共有することで、協議会での問題提起や提言を、すべての教員が受け止める機会が確保されるよう努めている（資料4-12、4-13、4-14）。示された提言については、研究部長・教育部長が指摘に対する取り扱いについて委員会に対して検討を指示し、教授会での決定を経て、実行に移していく。たとえば、2023年度から2クラス化した「政策分析の量的方法（基礎）」や、2024年度に新規開講となった「ジェンダー・セクシュアリティ概論」、2024年度に開始したITパスポート試験の受験料補助、また自治体職員の派遣・研修のための知事・市町村長等への働きかけなどは、いずれも協議会における外部委員からの示唆や提案を受け入れて、実行に移したものである。（評価の視点4-6）

情報の公開と説明責任

本公共政策大学院に関する情報の公開については、設立以来、冊子など紙媒体と電子媒体の双方で積極的に進めてきたが、近年は、社会全体の趨勢に応じて、電子媒体の比重を高め

ている。ウェブサイトについては、2019 年度につづいて 2024 年度にも、デザインや構成などを含めた再構築を行い、より見やすく、訪問者が必要とする情報をより容易に入手できるよう改善に努めてきた。かつては、教職員や学生にとっても情報を得る場となっており、受験生や社会において広く本公共政策大学院に関心を持った訪問者が情報を得る場との二重の性質を帯びていたが、コロナ禍の経験を経て、教職員の情報は業務システム、在学生に対する情報の提供は LMS（学習管理システム）へと棲み分けが図られるようになった。この結果、外部の訪問者への情報の公開という役割を中心に、その観点からの有用性に焦点を絞ったウェブサイトへと転換してきている。

ウェブサイトにおいては、現在の動きを伝える役割と、これまでの本公共政策大学院の歩みを蓄積する役割をページなどによって分けて混在しないように留意しつつ、どちらの役割も重視するものとしている。たとえば、大学院紹介では、本公共政策大学院の理念や三つのポリシーを明示するほか、院長の挨拶などを通じて、やや異なる視点からも、理念や特徴を伝えるように工夫している。他方で、これまで受審してきた 3 回の認証評価、隔年で実施し 8 回行ってきた自己点検・評価、5 回の外部評価、2 回の教育課程評価、そして 2 回の教育課程連携協議会の報告書や記録については、一つのページにまとめて一覧できるようにしている。こうした工夫により、本公共政策大学院の現状を明確に伝えるとともに、掘り下げて知りたいと思った訪問者に、より多くの情報を提供するようにも努めている。

本大学院の実質的機関誌ともいうべき『公共空間』において掲載される記事は、学生、教員、修了生の寄稿、あるいは中央府省等幹部への取材などであり、本大学院の活動を公表する貴重な媒体となっている。『公共空間』については、PDF 化しており、本大学院のウェブサイトに掲載するほか、京都大学図書館機構のリポジトリにも登録され、学外から自由に閲覧することが可能となっている。リポジトリにはこの他にも、教員が執筆した論考が掲載されており、研究活動に対するオープンアクセスを実現している。さらに、本大学院の教員は、高度の専門性・豊富な実務経験を活かし、専門家向け・一般市民向けの各種講演会・講習会等の講師を務めることが多い。これらも、本大学院の活動について対外的な情報発信を行う有力なひとつの方法となっている。（評価の視点 4-7）

外部との連携における手続きと資金管理の適切さ

本公共政策大学院における外部との連携については、それを専門に担当する社会連携室を設置し、そこでの検討を踏まえた上で、重要な事項については研究部教授会での決定を行う手続きをとっている。社会連携室は、「企画・財務委員会がつかさどる事項のうち、外部資金の獲得、渉外関係及び同窓会等の社会連携に関することにつき、プロジェクトを企画立案し、企画・財務委員会の決定に基づいてその実施に係る業務を行うことを目的とする」（社会連携室内規第 2 条）と定められている（資料 4-17）。

現在、社会連携室には、研究部長・教育部長が室長を務めるほか、5 名の専任教員が配置

され、大和リース、読売新聞大阪本社、JIAM（全国市町村国際文化研修所）、自治体連携、同窓会、国際交流をそれぞれ分担している。JIAM とは連携セミナーに関する協定を結んでいる。上述した 2024 年の同窓会の規約改正のように、重要な協定や規約の締結や改正については、社会連携室での検討の上、教授会での報告を行っている。

寄附金の受入については、研究部教授会で受入の可否について附議を行い、決定があった場合に受入を行っている。寄附金の管理については、京都大学寄附金取扱規程に基づき、大学が経理を取り扱う。寄附金の利用については、運営費交付金などによる予算と同様、毎年度の予算と決算の報告を教授会での附議事項としており、適切な計画と執行の確認に努めている。（評価の視点 4-8）

社会貢献活動

本公共政策大学院の使命および目的を踏まえた社会貢献活動として、第一に、公共政策に関する実務と研究の融合から得られる知見を広く社会に伝えること、第二に、教員の研究成果などを政策形成の現場において活用することや、教員・学生が教育の一環として、あるいは自主活動として、地方自治体や地域共同体との間で様々な活動を協働していることがあげられる。

第一の例としては、まず、JIAM との共催による連携セミナーの実施、次に、自治体首長講演会の実施といったものがあげられる。

JIAM との連携セミナーは、毎年 9 月に、JIAM との共催で一般公開の形で実施している講演会、パネルディスカッションなどである。「SDGs とデジタル化」や「ダイバーシティ・インクルージョン」そして「アメリカ大統領選挙と国際情勢」など近年の社会動向や、その年の画期的な出来事などを取り上げ、本公共政策大学院の教員ないし元教員と外部の有識者を登壇者に迎えている。50 名程度から 100 名超の参加者を得ることができている。

首長講演会も学部学生をはじめ本学関係者に開く形で行っているものである。数ヶ月ごとに、知事や市町村長を迎えて講演を行ってもらい、参加者との質疑応答にも応じてもらっている。2022 年以来、鳥取県、京都府、広島県、滋賀県、福井県、神戸市の知事、市長の登壇を得てきた。こちら、100 名前後の参加者を毎回得ており、地方自治の現状と課題を、首長の生の声を通じて知ることのできる機会となっている。JIAM との連携セミナーや首長講演会については、その録画を京都大学のウェブサイト内で YouTube 形式での公開を行っており、多くのアクセスを得ている。

第二の政策形成の現場への研究・教育成果の還元としては、まず、多くの審議会などでの教員の参画があげられる。内閣府、総務省、京都府、京都市などがその例である。その他、公務員試験や司法試験の試験委員や、国際機関における法規形成への参画など多様な形態で専門知識の社会還元を行っている（資料 4-18）。

また、講義の中での現地調査は、学生にとって学習の場であると同時に、受け入れてくれ

る自治体や地域社会に対して、学生の意見や知識を伝え、当該自治体の施策や地域社会での活動や催しへの参加を通じて、その活性化などに寄与する効果もある。自主活動についても同様であり、まちづくりなどの活動への参加は、地域社会にも受け入れられている。校外学習や自主活動への金銭的支援を行っていることには、こうした社会貢献活動をサポートするという趣旨もある。(評価の視点 4-9)

<根拠資料>

- ・添付資料 4-7：公共政策大学院教育課程連携協議会規程
- ・添付資料 4-8：京都大学公共政策大学院 教育課程評価委員会報告書(令和2年～令和3年度)
- ・添付資料 4-9：京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会次第 令和4年度
- ・添付資料 4-10：京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会次第 令和5年度
- ・添付資料 4-11：京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会次第 令和6年度
- ・添付資料 4-12：京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会記録 令和4年度（当日閲覧資料）
- ・添付資料 4-13：京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会記録 令和5年度（当日閲覧資料）
- ・添付資料 4-14：京都大学公共政策大学院 教育課程連携協議会記録 令和6年度（当日閲覧資料）
- ・添付資料 4-17：京都大学大学院公共政策連携研究部社会連携室内規
- ・添付資料 4-18：令和6年6月1日現在兼業一覧
- ・京都大学寄附金取扱規程
(https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000927.html)
- ・『公共空間』(<https://www.sg.kyoto-u.ac.jp/sg/social/kokyokukan/>)
- ・京都大学公共政策大学院・JIAM 連携セミナー
(<https://www.sg.kyoto-u.ac.jp/sg/social/ssc/jiamrenkei/>)
- ・京都大学公共政策大学院「自治体首長講演会」
(<https://www.sg.kyoto-u.ac.jp/sg/social/ssc/jititai-shutyoukouennkai/>)

【大項目4の現状に対する点検・評価】

(1) 長所と問題点

組織の運営に関しては、長期にわたり安定的に組織を維持してきたところで、特に大きな問題点もなければ、あえて長所といえるところもない。発足当初は、連携研究部という、それまでの日本の大学では一般的ではなかった形態の組織形態を取り、複数研究科と連携しつつ組織を運営していくことの困難さがあった。制度化により、現在まで安定的に運営して

いることは、簡単なことではなく、現在も関係各方面の協力によってなり立っているものではあるが、あえて長所というものではないのであろう。

ただし、外部からの評価や教育課程連携協議会からの指摘に対して、愚直に答えるように努めてきたことは、長所として認められると考える。公共政策大学院のあり方は、まだ十分に確立されたものではなく、また、社会的な要請を受けながら、徐々に確立していくものであるという認識の下、認証評価はもちろんのこと、これまでの外部評価委員会、また教育課程連携協議会に対しては、準備に十分に時間と労力をかけ、出された指摘を検討して、自らのあり方を変えていくことに生かすよう努めてきた。

また、教員各自が積極的に社会貢献活動を行うことも長所といえるだろう。実務家教員としてキャリアを十分に積んだ実務家を採用していることが多いことの裏返しであるが、有識者として審議会などでの参画を得る機会が多い。実務家教員には、それまでの経験を活かしつつ、自身の考えを自由に表明することを本公共政策大学院としても積極的に奨励し、また、科学研究費補助金への応募をはじめ、研究活動にも積極的に取り組んでもらうことを奨励している。それは、自由の学風として知られる本学全体の精神にも支えられているものである。

（２）長所の伸長・問題点の改善に向けたプラン

外部からの評価への対応については、不断の努力が必要なものであり、それを続ける以外にないと考えられるが、教員の社会的貢献などについては、今後の大学全体のあり方の中で注意が必要であらう。大学全体として国際卓越研究大学への申請を行う中で、国際的な研究以外の教員の活動について、適切な評価が得られるかどうかなど、これまでとは違った局面が出てくる可能性がある。大学全体の動きを注視しながら、対応が必要になると考えている。

上記の通り、明確な問題点はこの大項目についてはないが、連携する研究科間の関係なども、やはり大学全体の組織再編の中で、変化が生じる可能性がある。こちらについても十分な留意が必要である。

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

ここまで、本章で述べた内容を振り返り、全体を通じて、最も強調したい点を述べることにする。

まず、本公共政策大学院は、基本的には、日本の中央府省で政策形成に従事する国家公務員総合職の養成を、第一義的な目標としてきた。そして、現在に至るまで、基本的にはこの目標を達成することに成功してきた。現在でも、一般選抜の学生 30 名の三分の一から半数が、総合職として中央府省に採用されており、そのこと自体は誇ってよい成果だと考えている。もちろん、試験に合格することや、採用面接を乗り越えられること自体を目標としているわけではなく、専門性を備えた政策形成のプロフェッショナルを育てることを目標としており、そのための教育を提供しているのだが、その目標が達成されているならば、当然に修了生は採用されるはずなのであって、それが形となっていることは認められるべき成果であろう。

こうした成果が、教育課程の編制や、それぞれの講義の内容、そしてそれらを担う教員の実力によって実現していることも、今回の点検を通じて、確認することができた。また、安定的な組織を維持することが、いわば教育や研究活動の土台となっていることについても確認することができた。

今回より評価項目の変更があり、点検・評価作業および本報告書の作成には労力を要したことは事実である。過去に受審してきた認証評価における評価項目を基礎としながら、その後の 5 年間の取り組みなども整理してきたところであるし、毎年実施してきた自己点検・評価においても、これまでの認証評価の枠組みに沿って実施してきたので、それらを組み直して、今回の評価項目に沿った点検・評価活動を行うことは、容易ではなかった。もちろん、評価項目の見直し自体は、社会全体の変化やその中の公共政策大学院のあり方の変化に伴い、適宜行われるべきものであり、今回の新たな評価基準も、それ自体は妥当なものであるということは、作業を通じて強く実感している。移行コストはかかるものの、それを支払うに値する評価項目の変更であったと感じた。

また、評価項目などが極めて妥当であるということを確認した上で、しかしそれでもなお、こうした報告書形式での自己点検・評価には、隔靴搔痒の感を免れない。学生の学びや姿勢を十分に表現できていないと感じる。そのことは、私たち教員がそれを言語化することに成功していないということでもあり、そのことはまた、公共政策大学院の意義を社会に伝えることに十分には成功していないということにもつながるのであらうと感じた次第である。

(2) 今後の改善方策、計画等について

今回の点検・評価を経て、対応できるところは既に対応したが、依然として、今後も対応が必要なところは、一つは、修了者との関係であらう。この点は、発足時に同窓会との関係

などを十分整理しなかったところに起因しており、一度、相当切り離された形での同窓会が成立してしまった後、関係の強化が難しいまま現在に至っていたが、ようやく、規約改正などを経て関係の強化は実現できたので、今後はそれを生かして修了生の現況把握を進め、より重層的なネットワークが、本公共政策大学院との間のみならず、現役の学生と修了生の間に、また修了生同士の間にも築けるように努めていく。

もう一つは、教員の年齢構成を適正化することと、実務家教員の確保である。東京から離れた大学という地の利の欠如を前提として、さまざまな方法で実務家教員の確保に努めてきたが、今後も苦戦することは必至である。これまで問題がなかったとしても、今後の問題の可能性として、この問題は常に潜在している。

以上二点は、どちらも相手方のあることであり、計画を立てて対応策をとるということができるものではないが、教員間で問題状況を共有し、関係諸方面の協力を得ることに今後とも注力したい。

もう一点、大きな問題は、大学全体の組織再編の可能性である。これも国際卓越研究大学という国の政策に規定されるもので、本公共政策大学院による対応には限界がある。しかし、国の政策の方針が、大学を単位とした「選択と集中」にあり、そこで京都大学が研究大学の性格をさらに強めていくとき、博士後期課程を持たない専門職大学院というもののあり方は位置づけが難しいものとなる。専門職大学院という制度自体、また認証評価といった仕組みは、個々の大学を超えて、一定の要件や基準を満たすことを求めるものだが、そうした方向性と、大学ごとの特化を目指す方向には必ずしも親和性がないことは、今後の本公共政策大学院にとっては大きな課題を生む要因となりうるだろう。